

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第129回定例会・会議録

日 時 平成26年3月5日(水) 18:30～21:40

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、新野、石坂、川口、桑原、佐藤、高桑、高橋(武)、  
高橋(優)、武本(和)、千原、徳永、内藤、中原、前田  
以上 15名

欠席委員 三宮、竹内、武本(昌)、吉野、渡辺  
以上 5名  
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁  
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官  
北村原子力防災専門官  
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長  
新潟県 井内原子力安全対策課長補佐 齊藤主事  
柏崎市 内山危機管理監 関矢防災・原子力課長代理 村山主任  
野澤主任 樋口主査  
刈羽村 室星総務課主幹 山崎主任  
東京電力(株)横村所長 長野副所長 嶋田副所長  
新井原子力安全センター所長  
西田リスクコミュニケーター  
室星防災安全部長  
杉山地域共生総括GM 山本地域共生総括G  
中林地域共生総括G  
(本店)伊藤立地地域部長  
傳田リスクコミュニケーター  
ライター 吉川  
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事  
柴野職員 品田職員

## ◎事務局

事務局から、始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきます。座らせていただきます。

最初に委員さんだけに配付しております小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」であります。また、事務連絡としまして、委員様のみです。「新聞記事の配付について（ご案内）」を配付させていただきました。よろしくお願ひいたします。次に「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第129回定例会次第」であります。次に、地域の会事務局資料「委員質問・意見等」であります。次に「地域の会第129回定例会資料」原子力規制庁であります。同じく原子力規制事務所、資料1であります。「前回定例会（2月5日）以降の原子力規制庁の動き」になります。同じく資料2「原子力規制庁の主な対応（2月5日以降）」になります。同じく資料3「放射線モニタリング情報」であります。これについては、資料3添付1が添付されております。次に資料4、柏崎刈羽原子力規制事務所「委員ご質問への回答」になります。次に資料5「原子力規制委員会と原子力防災体制について」。次に「原子力災害対策指針について」であります。次に、新潟県防災局原子力安全対策課「前回定例会（平成26年2月5日）以降の行政の動き」になります。同じく新潟県の資料であります。資料1「原子力災害対策編の主な修正ポイント」。同じく資料2、大きく「（案）」とあります、「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」であります。次に資料3「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（概要）」であります。次に資料4「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（Ver.1）（案）策定時の課題（平成26年2月）」であります。次に、柏崎市市民生活部防災・原子力課、「柏崎市原子力防災の取り組み」であります。次に、地域の会第129回定例会刈羽村資料「刈羽村 原子力防災の取り組み」についてであります。次に「前回定例会（平成26年2月5日）以降の主な動き」、平成26年3月5日、資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所であります。次に、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所「第129回「地域の会」定例会資料〔前回2/5以降の動き〕」であります。次にA3の横長になります。「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」であります。次に「原子力災害発生時の通報連絡について」であります。次に平成26年3月5日東京電力株式会社「委員ご質問への回答」であります。

以上でございますが、そろっておりますでしょうか。不足等がございましたら、事務局へお申し出ください。

次に、いつもお願いしておるところですが、携帯電話はスイッチをお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願ひいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合は、チャンネル4のグループ以外をお使ひいただきたいと思います。また、報道関係、取材につきましても、会の進行の妨げとならないよう、ご配慮をお願ひいたします。委員の皆さんとオブザーバーの方は、マイクをお使ひになるときはスイッチをオンとオフにさせていただきますよう、お願ひいたします。

それでは、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第129回定例会を開催させていただきます。

会長さんから進行をお願ひいたします。

◎新野議長

129回の定例会を開かせていただきます。よろしくお願いいたします。

先月は、情報共有会議ということで大勢の方においでいただきまして、いい意味の議論ができたと思っています。

その前からの引き続いてなんですが、福島の発災以後、防災の議論がしたいというような委員の要望が、2年ぐらい前からでしょうか、あったんですが、なかなかその準備というか情報がそろいませんので、少しころ合いを見させていただいていました。今年、年度当初から、もうそろそろ議論に入ってもいいんじゃないかということで、議論を1月に少し始めてみました。また、今月は1月の議論を振り返って、きちんとした情報をみんなで共有しながら、それに基づく議論を進めたいということで、今日は主に勉強させていただくことにしました。大勢の、また傍聴の方においでいただいているんですが、ほとんど今日は発言がないかと思えます。でも、今日の勉強を土台に4月の定例会で、委員の意見というのを活発に交わす予定でありますので、二段構えですが、よろしくお願いいたします。

前回からの動きというところに入らせていただきます。

東京電力さん、よろしくお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、東京電力の長野から、前回以降の動きについてご報告をいたします。お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、不適合関係でございますが、6件ありました。内容ですが、設備の不具合が3件、圧力抑制プールに資機材を落としてしまった不適合が1件、けが人の発生が1件、敷地境界ダストモニタでの微量な放射性物質の検出が1件でございます。

主なものについて、ご説明をします。まず、10ページをご覧くださいと思います。

6号機でございますが、非常用ディーゼル発電機の停止装置の不具合でございます。点検中に発生しておりまして、内容は、発電機の試験でございますが、発電機が規定の回転数を超えた場合に停止させる試験で、停止しなかったというものでございます。この停止設備は、手動、電気式、機械式と多重化されておりますが、今回不具合があったのは、機械式で不具合があったということでございます。原因を究明して再発防止を図ってまいります。

なお、皆さんご承知のとおり、この非常用ディーゼル発電機は、資料の※1にもありますとおり、所内電源喪失時に所内に電源を供給する安全上、重要な設備でございます。各号機に3台設置しております。点検は1カ月に1度やっておるんですが、1台ずつ実施して、残りの2台はいつでも運転できるように、そういう状態で点検を行って安全を確保しているということでございます。

次に、12ページをご覧くださいと思います。同じくディーゼル発電機の不具合でございますが、1号機でございます。こちらは点検後の確認運転において、発電機に潤滑油を供給する設備の圧力が低いという警報が出まして、バックアップ用の給油設備が起動したというものでございます。こちらについても原因を究明して、再発防止を図ってまいります。

次に、16ページをご覧いただきたいと思います。発電所構内、敷地境界ダストモニタ、17ページに検出場所がございますが、ダストモニタでの微量の放射性物質の検出です。

検出した放射性物質は、セシウム137で、1月、1カ月間に集塵した空気中のちりの中に含まれておりました。検出した量でございますが、非常に微量でございます、自然界から受ける放射線量と比較しても極めて低い値で、環境への影響はないというものでございます。このセシウムの検出というのは、前回の定例会でも12月分から検出したというご報告をしておりますが、原因は、いずれも福島事故由来の飛来物の影響というふうに推定をいたしております。

次に、発電所にかかわる情報です。最後のページです、21ページをご覧いただきたいと思います。発電所敷地内および敷地近傍の地質・地質構造の追加調査開始についてでございます。

追加調査については、先月も若干ご説明をしておりますが、その後、先月の17、18日に、原子力規制委員会による現地調査が行われております。そこで追加調査の計画につきましてご確認をいただきまして、計画はおおむね妥当との見解をいただいております。その後、追加調査の大まかな計画及び手続が整ったことから、調査を開始する旨、先月の28日にお知らせしたものでございます。最後のページに、調査の概要がございますので、後ほどご参照いただければと思います。

本資料のご説明は以上です。

続いて、福島第一関係の報告をさせていただきます。

#### ◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

それでは、東京電力の傳田から、福島第一の状況についてご報告をさせていただきます。

お手元のA3横長の「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」、こちらの資料をご覧ください。

まず、取り組みの状況のところの一番上のところですが、1～3号機の圧力容器底部温度、格納容器気相部温度は、至近の1カ月においても15℃から約35℃の範囲で推移、総合的に見て冷温停止状態を維持していると判断してございます。炉の状況は安定していると考えてございます。

そういったしましたら、次に裏のページをご覧になってください。2/4ページでございます。こちらの右側の一番下の矢じりのところで、タンクエリア等におけるトラブル及び対策のところです。

こちらの上から4ポツ目のところですが、タンクパトロールにおいて、H6エリアのタンク最上面のフランジ部より漏えいがあり、雨樋を伝って、約100立米が堰外に流出していることを2月19日に確認いたしました。その後、当該のタンクの水位を下げることにより、漏えいは20日に停止してございます。淡水化装置、通称ROと呼んでいますが、その処理後の濃縮塩水を、これを別のタンクのエリアに移送中に、H6タンクエリアへ移送する配管につながる弁が開状態になっていたことにより、そのタンクに水が流入して、漏えいに至ったものと推定してございます。また、当該弁が開状態になっていた原因については、調査中でございます。

そうしましたら、次に3 / 4ページ、そのまた裏のページに移っていただけますでしょうか。そのページの左側の一番下のところの矢じりをご覧ください。

全ベータ及びストロンチウム90の測定結果についてでございます。これは、ストロンチウム90の濃度が、ある試料について、その全ベータの放射能濃度を上回る状況が散見されたため、原因の究明を実施してございました。その調査の結果、5・6号機のホットラボの測定装置の検出効率の設定に誤りがあるということがわかりました。

また、ストロンチウム90ではないんですが、また、その右側の一番上に移っていただいて、データの一部でストロンチウム90濃度が全ベータの放射能濃度を上回る試料を確認、一部の測定装置において、高濃度の試料を計測した際に生じる「数え落とし」の減少が原因と推定してございます。

次のポツに移ってもらって、5・6号機のホットラボの測定装置については、再校正を行うまで、先ほど検出効率の設定誤りがあったことに対してですが、再校正を行うまでストロンチウム90の分析は行わないこととしてございます。また、先ほどの数え落としが懸念される試料、これは164試料でございますが、この数え落としの影響を除いた正しい値に、今後訂正の予定でございます。

このようなことがございましたので、放射能の分析の品質向上のため、定期的に福島第一原子力発電所の分析室間でのクロスチェック及び社外機関を利用したクロスチェックを実施することを考えてございます。

次にその裏のページ、4 / 4ページをご覧ください。そのところの一番上の左側です、4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しについてでございます。

こちらは2つ目のポツのところ、2月26日の作業終了時点で、使用済燃料の移送体数が374体、新燃料については22体、これを共用プールへ移送済みになってございます。ちなみに、3月3日の時点では、使用済燃料がさらに22体追加で移送体数が増えてございます。

その下のポツですが、建屋への地下水流入防止対策の作業中に、埋設電源のケーブルを損傷いたしました。これは、2月25日のことでございます。これによって、4号機の使用済燃料プールの循環冷却設備が停止しております。ただし、こちらは同日中に、受電元を変更して、冷却については再開、また燃料の取り出し作業についても、一時中断しましたが、同日中に復旧してございます。

大きなところの福島第一の状況については、以上でございます。

次に、前々回にご質問いただいていた件について、ご回答さしあげたいと思います。ヨウ素の件についてのご質問だったと思います。別の電力さんでヨウ素フィルタをつけているところがあるというようなご質問だったと思いますが、整理して、もう一度ちょっとご回答をさしあげたいと思います。

まず、我々が今計画していますフィルタベントについては、これは、従来から説明しておりますとおり、クリプトンですとかキセノンみたいな、いわゆる希ガスを取ることはできませんが、セシウムに代表されるような粒子状の物質については、これは有効であって、ちなみにベント蒸気中の粒子状物質については、99%以上除去できる性能がでございます。

それでは、ヨウ素についてはどうなのかと申しますと、まず、ヨウ素には、ヨウ化セ

シウムみたいな、粒子状のものと、あと一部は気体状のものはございます。ですが、炉心損傷した結果、原子炉の圧力容器内から格納容器内に出てくるヨウ素については大部分が粒子状のものでございまして、こちらにつきましては、フィルタベントによって取ることが可能だと考えてございます。これは、先ほども申しましたとおり、粒子状のものについて、99.9%以上の除去効率があるというふうに考えてございます。

また、フィルタベントだけではなくて、そもそもその前段で、格納容器内に圧力容器からヨウ素が出てきて、その段階で格納容器の中ですとか、あとは圧力抑制室のプールの中に閉じ込めるということによって、大部分のヨウ素が、そもそも除去されると考えていますので、したがって、フィルタベント、それから従前の、我々の格納容器内、それからサプレッションプールでのスクラビング、こういった操作によって、大部分の粒子状のヨウ素を取った上で、さらに、その後フィルタベントによって99%以上、残りのもののうちの99%以上の粒子状のヨウ素は取れると考えてございます。

一方で、気体状のヨウ素については、すみません。現在、検討しているところでございます。気体状のヨウ素につきましては、分子の形をしたヨウ素ですとか、いわゆる有機化合物の形をしたヨウ素ですとか、そういったものがございまして、こういったものについてはフィルタによる除去ですとか、あと、あるいは圧力抑制室のプール、あるいはフィルタベントの中の水ですね、こういった水のペーハーをコントロールすることによって取ることができるということを考えてございますが、この辺の詳細につきましては、今まさに、現在検討しているところでございます。

また、その下、事故シナリオによって格納容器中から放出されてくるヨウ素の性状が異なるというふうにも考えられます、厳密に言えば異なると考えられることから、これも踏まえて、今、対策案の検討を進めているところでございます。

なお、次の新潟県殿の技術委員会では、私どもが提案しました事故シナリオですね、大L O C Aシナリオ、事象発生から25時間後にフィルタベントするシナリオ、それから、これに加えて、新潟県殿からご要望のあった、事象時発生後18時間後にフィルタベントするシナリオ、これらについて、放射線物質の拡散の評価結果が提示される予定でございまして、そういった結果にも鑑みながら、これから検討をまた、進めていきたいと考えてございます。

私からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

規制庁さん、お願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁の内藤です。よろしくお願いいたします。

資料、今回、6種類ほど用意してございます。ただ、この資料5と6については、あとの時間で防災関係の説明にする資料ですので、今の時間では、説明は省かせていただきます。

まず資料1、クリップどめをしているものですが、これが「前回以降の原子力規制庁の動き」という形でまとめたものです。資料自体は2枚ものの両面を印刷してございますけれども、その添付資料として、七つほどつけさせていただいています。

原子力規制委員会ですけれども、2月5日、本来はやっていたんですけども、その部分からずっと動きがあります。軽水炉関係を主にかいつまんで書いてありますけれども、まず、2月5日の定例会ですけれども、法律で設置を義務づけられている、炉安審と言われているものと燃安審と言われている、原子炉安全専門審査会と核燃料安全専門審査会ですけれども、これについて、基本的な設置の考え方、委員の構成とかも含めて、どういうことを議論するのかということも含めて提示化されまして、その間、基本的な考え方等は了承されています。今後は、それに基づいて、委員の選定等を行っていくという手続に入っていくことになっております。

2月12日の定例会でございますけれども、一つ目と二つ目の丸でございます。3月1日で、JNESの統合という形で、もう既に統合した形でのスタートを切っておりますけれども、それに向けた関係省令、JNESを廃止するための政省令、政令とかがありますので、それを廃止することについての考え方が事務局から示されまして、それが了解されたということ。

別添1ということで、資料はつけておりますので、後でご覧いただければと思います。JNESを統合して、3月1日からスタートしてはありますが、統合した後の規制委員会、規制庁の体系、体制がどういう形になるものかということについて、了解がされています。

三つ目ですけれども、平成25年度第3四半期の保安検査の実施状況についてということで、第3四半期、柏崎も含めまして、全ての原子力施設に対する保安検査の結果が報告をされています。

重大な違反等は、特に今回は報告されていませんでしたが、軽微な違反として、2点ほど報告されています。柏崎については、検査結果は、おおむね良好であるということ報告して了承されています。

ここの具体的な中身については、後ろにも書いておりますけど、別添7ということで、クリップでとめてあるうちの一番最後のところに「25年度保安検査報告書」ということでつけております。これが我々のほうで作成をして、委員会で了解をされた第3四半期の柏崎刈羽原子力発電所に対する保安検査の結果になっております。

資料1の1ページに戻っていただきまして、2月19日の定例会ですけれども、軽水炉関係については、今、新規制基準の適合性審査を進めておりますけれども、その今後の進め方ということで考え方が示されていて、了解が得られています。考え方としてあるのは、現在、適合性審査を行っているもののうち、設置変更許可の部分と工事計画認可と保安規定と三つまとめて出ているものですが、そのうちの設置変更許可申請の中身については、二、三週間後を一つのめどとして、進捗状況を確認をして、基準地震動、いわゆるSsと言っているものですが、それと津波の高さが確定していて、そのほかに審査上の重大の問題がないものが出てきていけば、今までの議論、審査の中での議論を踏まえた補正申請というものを出示していただいて、その補正申請に基づいた審査書案をつくるということに入ろうということです。

もう一つは、審査書案をでき上がった段階で、その間で4週間ほどかけて、いわゆるパブリックコメントと言われるものをやろうと。ここで対象とするのは、科学的・技術的な内容について、こういうものが、こういう考え方ができるのではないかというもの

があれば意見を拝聴して、それを必要であれば審査の中に取り込もうということです。

その4週間のパブリックコメントをやっている中で、地元で要望があって、共催ということで協力が得られるのであれば、このパブコメの技術的とか科学的な意見のものを公聴会という形で開催してはどうかという方針が示されています。これらの方針については、考え方としては委員会で了解は得られていて、今後の進め方について、規制庁で今検討している状況でございます。

2月25日でございますけれども、これも一つ目のものはJNES関係のもので、規制庁側の内規とか告示とか、そういったものについての廃止をするというものが了承されています。

二つ目が、柏崎の5号機における燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに係る同社からの報告等に対する評価等についてということで、これらについて報告がされて、了承されています。

皆さんご存じかと思えますけど、柏崎の5号機の燃料でウォータ・ロッドが曲がっているという事象が報告されていましたが、それについて、ほかのBWRを設置している事業者からも、抜き取りで燃料がどういう状況になっているのかということについての報告を受けております。結果としては、柏崎に関してだけウォータ・ロッドが曲がっているものが発見された。これも、ウォータ・ロッドの形状というのは幾つかあるんですけれども、ウォータ・ロッドが一つしかない形のもの、このものについては曲がりが発生していたものがありまして、それらについて、やはりその当時のやり方がよくなかったということについて、東京電力から報告を受けております。

この内容については、適切なものであるということの評価した上で、今後のことについては、再発防止対策とか、改善活動がどのような形になっているのかということについては保安検査等を使って確認していこうということでした承がされています。

今日、3月5日定例会、本日の午前中でございますけれども、放射線審議会の委員の選任についてということで、委員をどういう形で選ぶのかについて、方針が示されまして、了承が得られております。

二つ目が、原子力規制委員会の取組の公表についてということですが、原子力規制委員会の設置法を審議するとき、参議院で附帯決議がされています。そのときに、3月11日に取り組みの概要をまとめ、公表するよという形の附帯決議がついているんですけれども、それに基づいて、この1年間でどういうことをやってきたのかということの概要をまとめたものをつくっております。これのセット版につきましては、3月11日に規制委員会のホームページでアップすることが了解をされています。

規制委員会の検討チーム等でございますけれども、高経年化に係る評価については、2月24日に行われています。

新規制基準適合性に係る審査につきましては、ここに書いてあるように、3月、今日までで89回目の会合が開かれています。

このほかに、面談も含めて、今月、1カ月の間に、柏崎の6・7号関係でどういう審査があったのかについては、こちらに、3ページ目から4ページ目に書いてございますように、2月27日までに、ずっと何回かの面談が行われている状況にあります。

あと、柏崎の規制事務所のホームページに載せているものがございますけれども、一

つは、2月10日に、事務所から東京電力の柏崎刈羽発電所に対して指導事項ということで、一つ指導を出しています。別添5についているものがそのままになりますけれども、保安検査の確認をしていく中で、保安規定に基づいて、保守管理の方針を社長が定めるという形で決まっていますけれども、その定め方について、いかなものかということと、その中身が方針というよりは、その方針を達成する手段を書いている状況ですので、これを含めて、東京電力として、この考え方について、どういう形で考えるのかということを中心に検討していただいて、改善が必要であれば改善をしてくださいという指導を1個出しております。

2月12日には、別添6でつけておりますけれども、これ以外に日常巡視で見つけた軽微な指摘事項がございますので、それについて、我々がどういう指摘をして、東京電力さんがどういう対応したのかということで一覧にまとめたものを公表しております。

別添7として、保安検査報告書、先ほど説明しましたけれども、今回の第3回の保安検査の報告書の中身について、ホームページに挙げております。

あと、2月14日になりますけれども、第4回の保安検査、今やっている最中ですが、2月24日から3月7日、今週いっぱいまでを目途に、予定として保安検査を行っている状況でございます。

資料2ということで用意してございます。福島第一発電所関係でございます。幾つか報告等が行われています。大きなところとしては、資料2の別添1という形でつけておりますけれども、現状の福島第一発電所の敷地境界における実効線量というのが、追加的な放出に伴うものですが、これについては、大体8ミリシーベルト程度という評価がされておりますので、これについては、2年ぐらいかけて、順次下げていってほしいという要求で、最終的には1ミリシーベルトを守るようにしてほしいということについて、規制要求として決定しております。

次に、別添2という形でつけておりますけれども、濃縮タンクの上から漏水が、堰外へ漏えいしたという事象について、こういう事象があったということについて規制委員会、規制庁側でまとめた資料を公開をしている状況でございます。

あとは、資料3という形で、放射線モニタリング情報について、どこに、どういうものがあるのかというのを記載させていただいております。これをめくっていただくと別添1ということで、2月の28日に、一つ、プレスリリースをさせていただいております。陸域のモニタリング測定をやっておりますけれども、ここのところで住所情報等が誤記がある可能性があるということで、現在、精査を行っているところです。

なぜ見つかったのかということとございまして、最初のモニタリング地点をどこにしてというのは文科省時代、昔の時代に決めているんですけれども、やっている場所自体は目印、マーキングをして、全然変わってはいないんですけれども、そのGPS情報とか、測定するときにGPSとか持っていつているんですけれども、その情報と、資料に整理されているGPSの座標軸のところ、ものによっては数百メートルずれているものがあると。GPSは、ご存じのようにそれほど精度よくないものですから、数十メートルとかという誤差は、当然あるんですけれども、数百メートルもあることは、やっぱりおかしいところがあるのではないかということを考えていまして、今それについて、大体2週間ぐらいをめどに、どこが変わっておかしいのかということについて、

精査を行おうという作業をやっているところでございます。

ただ、やっている地点自体は昔から変わっていませんので問題はないんですけれども、その住所の表記の部分で、可能性としては、字単位ぐらいで住所表記が変わる可能性があるというふうには考えているものでございます。

資料4でございますけれども、委員から質問いただいている事項について、耐震関係の調査の関係でございますけれども、回答をまとめさせていただいております。後でご確認いただければと考えております。

規制庁からは以上です。

◎新野議長

資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽事務所の橋場でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の1枚紙、右肩に、資源エネルギー庁と入ったもの、いつものとおりご説明したいと思います。

一つ目ですけれども、原子力・エネルギー政策の見直しということで、エネルギー基本計画の策定でございますが、こちら、12月の定例会のときに骨子をご説明させていただきましたが、2月25日に関係の閣僚会議において、政府原案が了承されております。

この政府原案の中身なんですけれども、枠の下に、原子力関係の主な記載ぶりということで、4項目ほど書いてございますけれども、当初の案と大きな変更は特にございません。微修正的なものでございまして、一番上のポツにありますように、例えば原子力の位置づけが重要なベースロード電源と、今までは基盤となるという言葉が入っていたりしておりましたが、それが取れたとか、あとは、原子力につきましては、規制委員会の最も厳しい規制基準に適合するのを認められた場合には再稼働を進めるという表現は、引き続き入っております。さらには、原発依存度については、可能な限り低減させるということで。あとは核燃料サイクルについては、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むと。再処理、プルサーマルを推進という言葉が入っております。今後の流れといたしましては、与党内の調整ということで、自民党・公明党を中心に内容を現在検討しております。3月中の閣議決定を目指して進めていると聞いております。

それから、二つ目ですけれども、高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましてですけれども、こちら、既に立ち上がっております。二つのワーキンググループ、(1)番と(2)番がございまして、これ、引き続き検討をしております。

(1)では、最終処分地の、最終処分のあり方についてということで、その実施の体制ですとか、その進め方について、議論が継続して行われております。

それから(2)番のワーキンググループは、地層処分の技術的な再評価ということで、いろんな地質環境の長期安定性についての条件とかについて、検討を進めております。

それから、3点目ですけれども、福島第一原発の廃炉及び汚染水対策ということで、幾つかの関係会議が開かれております。(1)番の会議は、これは現地の調整会議と汚染水対策現地調整会議ということで開かれておりますし、(2)番のトリチウム水タスクフォースということで、トリチウム水の分離技術ですとか放出口リスクの評価ということで、

2月に2回ほど開かれております。

それから、廃炉・汚染水対策福島評議会というのが、これが新たに立ち上がりました会議でございます、こちらにつきましては地元関係者ということで、福島の地元の自治体の首長さんですとか、商工会議所とか、農協、漁協の代表者を交えた、情報提供、コミュニケーションの強化を図るということで、このような福島評議会というのが立ち上がっております。

それから、その他でございますが、原子力の自主的安全性向上に関するワーキングというのが継続的に検討されております。

あと、再生可能エネルギー関係ですけれども、固定価格買取制度ということで、(2)番でございますが、太陽光発電の設備に関する報告徴収結果の公表ということで、2月14日に公表されておまして、平成24年度に認定されました、400キロワット、割と大規模な太陽光発電設備の進捗状況について公表されております。

その下の表でございますけれども、全体のうちの運転開始に至ったものは、件数でいうと22%、出力でいうと8%ほどしかないということで、それ以外については、未運転開始というものですとか、あとは設置断念、または未提出ということで、認定は受けただけですけれども、設備のほうが、パネルの価格の下落を待っているような企業ですとございまして、なかなか進んでないという現状でございます。

それを踏まえまして、ちょっと飛びますけれども、(4)番の買取制度運用ワーキンググループというのが立ち上げておまして、平成26年度の固定買取制度におきまして、その回避可能費用ですとか、認定制度の見直しの検討を実施して、今年度中に取りまとめる予定にしております。

現在、この上の先ほどの表のグレーに塗り潰してある、その未運転開始の中でも、場所とか仕様がまだ未決定のものは、認定を取り消す方向で進めているという状況であります。

あとは、(3)番の調達価格等算定委員会ということで、平成26年度の再生可能エネルギーの固定価格の買取価格について、決定するための議論が進んでおります。

以上です。

#### ◎新野議長

ありがとうございます。

新潟県さん、お願いいたします。

#### ◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県原子力安全対策課、井内でございます。よろしくお願いいたします。

では、右上、新潟県と入っております、「前回定例会以降の行政の動き」ということで、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず1番、安全協定に基づく状況確認ということで、2月の12日でございますが、免震重要棟など、現場で確認をさせていただいております。

続きまして、2番あと3番、この二つにつきましては、1枚ですが、報道資料を添付させていただいておりますけれども、まず、2番としまして技術委員会、これは2月11日、今年度、第4回目でございます技術委員会、開催しております。内容におきましては、継続して進めております課題別のディスカッション。この課題別のディスカッシ

ョンは皆さんご承知のとおり、コアメンバーの委員から主に議論していただいておりますけれども、このコアメンバーの委員から、課題別ディスカッションのその状況、議論につきまして、技術委員会の場で説明をさせていただきます。

あわせて、フィルタベント設備の性能面、あとは、過酷事故の想定シナリオということで、こちらは東京電力から説明を受けております。また、放射性物質の拡散シミュレーションにつきましても、計算条件など、ご確認をいただいたところでございます。

3番は、東京電力から福島原発事故に伴う損害賠償額、一部支払いを受けております。内容、主には放射能測定経費の一部ということでございます。こちら、2月6日になっております。

そのほかに添付資料として、その他でございますが、下に3ページと入っております、原子力災害対策重点区域内に放射線測定器を配備し関係者向けの講習会とございますが、こちらの講習会は、実は2月13日から27日ということで計8回、既に終わっておりますけれども、原子力災害対策重点区域の中で放射線の測定、この環境づくりを進めるために講習会を開催しております。

最後、もう1枚、資料でございますが、一番裏、4ページ、スタンプ押してございますが、こちらは柏崎刈羽原子力発電所の構内におきまして、大気浮遊じんの試料からセシウム検出との報道でございます。ただ、県のモニタリングポストの空間線量率につきましては、異常な値は確認されておられません。

以上、新潟県からのご報告でございます。よろしくお願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございます。

柏崎市さん、よろしくお願いいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課、関矢です。よろしくお願いいたします。

ペーパーはございませんが、先ほど新潟県さんからもありました、2月12日に定例の状況確認、新潟県さん、刈羽村さんと行っております。

それと、2月17日ですが、原子力規制委員会、規制庁による柏崎刈羽原子力発電所敷地近傍及び敷地内の追加調査に係る現地調査の状況を新潟県さん、刈羽村さんと三者で状況を確認しております。2月11日には、先ほどもありましたように、第4回の技術委員会の傍聴を行っております。2月14日は、新潟県の環境放射線測定技術連絡会が開催されております。それと、2月17日は、温排水等漁業調査技術連絡会議に参加しております。市の25年度の新入職員を2月17日に原子力防災研修会を実施しております。2月20日には、長岡で県内の市町村による原子力安全対策研究会が開催されております。それと、2月の20、21日と27、28日、全国原子力発電所所在市町村協議会で福島第一原子力発電所と被災4町の視察が行われており、柏崎市は議会の都合で市長が出席できませんでしたが、担当課で視察に参加しております。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

刈羽村さん、よろしくお願いいたします。

◎山崎総務課主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしく申し上げます。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、新潟県並びに柏崎と同様でございます。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

ほぼ予定どおりですが、ここで。

武本さん、お願いします。

◎武本（和）委員

武本ですが、東京電力に二つのことを聞きたいと思います。今日は時間の関係で次回に答えてもらえばいいんですが。ここでもですね、4号機の使用済燃料の移送、それに伴う被ばくのことを議論、ここでもというか、以前に議論になりました。この1カ月間で予想被ばく量というんですか、言葉はよくわかりませんが、1人当たり32ミリシーベルトになるというような新聞記事がありました。今日の説明ではですね、全体の3分の1というんですか、4分の1というんですか、1,600弱のうち400ぐらいを動かしたという、こういう説明があつてですね、あたかも順調に推移しているような説明しかありませんでしたが、従業員というんですか、作業者が32ミリ浴びるということとの、私は何か、前の説明と大分違うような感じを受けるもので、その辺、次回、ちょっと丁寧に説明してもらいたい。それは、地元ですごく心配している人が多いもので、こういうことを聞きたいと思います。これが1点。

2点目は、長野さんの説明だったと思いますが、地質調査をするという段階になったという説明がありました。すごく膨大な作業だというふうに見ています。こんな注文がついた原発はほかにはないと思います。それで質問です。

これも、細かい話は今日の話ではないもので、文書で質問しますが、これまで、2007年の中越沖地震以降、東京電力が発表する資料が、すごく矛盾しているといひましようか、同じ断面を示しながら、例えば、安田層の年代を決める、阿多鳥浜というのは下にあるんでわかるんですが、上のほうの火山灰が発表のたんびに名前が変わっている。こういうことはですね、おおよそ理解できません。このことを質問しますので、次回答えてもらいたいと思います。

以上、2点、頭出しのような質問ですが、こういうことは関心があることですので質問しておきます。

以上です。

◎新野議長

あとは文書で、もう少し詳しく出すということによろしいですか。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

今の質問についてですが、承知いたしました。また、次回にお答えさせていただきますが、今日の資料にも一部あるんですが、私ども決して被ばくのレベルはこれでいいというふうに思っているわけではなくて、さらに遮へいをして具体的には鉄板ですとか、鉛の板ですとか、そういったもので、台車の上ですとか、あと壁も一部、3号機側の壁

のところですか、遮へいをしたりして、さらに作業の方の被ばくを低減するという取り組みもしてございます。

詳細につきましては、次回に改めて説明をさせていただきます。

◎高桑委員

東京電力の方にちょっとお聞きしますけれども、ヨウ素の除去装置の関係の説明ですけれども、私が質問したものなので、映された画面ですね、あの資料、なぜ配られていないのですか。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

申しわけございません。わかりにくくて、お渡し、お手元がないというのを最初に申し上げなかったのと、別にお手元に配らないということを意図していたわけではなくて、口頭でご質問いただいたんで、今日ちょっと口頭でお答えしようと思っていただけで、申しわけございません。それについては、もちろんお出しいたします。

◎高桑委員

いつ出していただけますか。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

事務局広報通じて、速やかに出させていただきます。

◎高桑委員

口頭で説明したから口頭で答えるというのは、いかにも何か。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

申しわけございません。そこは対応させていただきます。

◎高桑委員

かえって質問する時間がなかつたりするわけですので、口頭の質問であっても、ちゃんとあいう用紙が用意されるのであればぜひ皆さんに配付していただきたいと思えます。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

わかりました。

◎新野議長

では、よろしいでしょうか。

では、(2)に移らせていただいてよろしいですか。

(2)に移ったところで、またずっと勉強しなければならないんですが。これは運営委員会で1月の皆さんのご意見の中から、また読み取りまして、少し足並みをそろえる必要があるし、正しい情報が動いていますので、現在の位置づけの情報をいただきたいということで、こちらから、この5組織の方に対して、そういうかいつまんだご説明でいいので、数字というよりは考え方とか、現状の課題がどんなふう考えていらっしゃるかということも含めて、ご説明いただくことでお願いをしています。

基本的には、十分に勉強した上でということですので、これを踏まえて、次回の4月の定例会で住民側とすると、こういうことが知りたい、こういうことをしてもらいたい、こうあったらどうなるんだろうとかということと、こういうアイデアはどうだろうかというのまで含んで、いろいろディスカッションさせていただきたいと思えます。

まずは、規制庁さんから、法律に基づいた原子力の骨組みをご説明をいただきます。

その次には、東京電力さんの、私どもにすると、柏崎刈羽のところで何事かがあったときということ、これは仮想ですけど、想定をしたときに、東京電力さんが、まず、第一義、一番先に動かれるので、そこから、その事例の一つとして動きをお伝えいただくこととお願いしています。

それから、今度、国から引き継いだ新潟県の方が、少し私どもと間に入って肉づけをされていきますよね。一番の末端の私どもに一番近い柏崎市と刈羽村の自治体の方たちが、私どもと寄り添った形で計画を立てたり、行動したりすることで、こういう順番でご説明をいただきます。自分の中にもやもやあるのが、どこのお仕事かということも含めて聞き取れるように、今日のご説明を聞いていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

お願ひします。

◎山崎柏崎刈羽原子力規制事務所原子力防災専門官（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の山崎と申します。

私から、当事務所で作成させてもらった、この資料、2種類、資料5「原子力規制委員会と原子力防災体制について」と、それと「原子力災害対策指針について」、二つの種類について、ご説明をさせてもらいたいと思います。ちょっと長くなるので座って説明させていただきます。

まず、資料5の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、私、柏崎刈羽原子力規制事務所として、防災専門官として職名を受けているんですが、一方で、内閣府の大臣官房の原子力災害対策担当室、内閣府防災専門官の職名も受けております。平時の防災は、原子力の防災は内閣府防災ということで行わせてもらっておりますので、この最初の説明については、内閣府原子力災害対策官という立場でご説明をさせていただきますと思います。

スライドの、パワーポイント、印刷した資料のとおりにご説明させていただきます。

まず、スライドの3ページ目になるんですが、私ども原子力規制委員会、発足してから、まず、原子力規制庁とはということについて、あまり詳しくご説明させていただくことがなかったのかなと思ひまして、まず、原子力規制委員会とはということについて、ご説明をさせていただきますと思います。

3ページ目のスライドですが、こちら、平成23年の8月15日の閣議決定ということでございます。原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復、そして、その機能向上を図るために改革を進めるものとするということで、一つ目の丸の下に5項目が挙げられております。規制と利用の分離、原子力安全規制の業務の一元化、危機管理、官民を問わず、質の高い人材の確保、規制の在り方や関係制度の見直し、これが原子力の安全行政に対する信頼回復の機能向上のために必要であろうということで、閣議決定を受けたということになります。

この後に、原子力事故再発防止顧問会議というものが4回ほど開かれまして、平成23年12月13日、提言が取りまとめられました。この提言において、この5項目に加えて、透明性・国際性という二つの項目が加えられて、原子力規制庁の骨格が示されたということになります。

すみません。ちょっとパーポイントは準備してこなかったもんですから、紙で説明さ

せてもらいます。

4枚目のスライドになりますが、こちらは原子力の基本法ということになります。こちらの第一章の二で、原子力規制委員会と。第三条の二で、原子力利用における安全の確保を図るため、環境省の外局として、原子力規制委員会を置くということで、原子力の基本法に加えられたという形になっております。

スライドの5ページ目になりますが、こちらは、もうちょっと具体的に法案から発足までと、経緯ということで、若干説明を書かせてもらっております。一昨年の平成24年9月19日、原子力規制委員会が発足したということでございますが、概要については、いわゆる国家行政組織法、いわゆる3条委員会、庁と同格の独立した行政組織ということで、独自に規則を制定したり、国事を発する権限を持つと。いわゆる国家意思の決定を行うことができる組織として、3条委員会という形で発足したのが原子力規制委員会という形になっております。委員長、そして委員4人で構成されて、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するということです。そして、原子力規制委員会の事務局として、私どもがおります原子力規制庁があるという形になっております。

スライドの6ページ目からは、原子力規制委員会設置法、6ページ目、7ページ目ということで、私どもの根本となります法律をそのまま転記させてもらった形になっております。

第一条で目的と、第三条で任務ということが記載されております。第一条の目的では、上から大体6行目、最後のほうになりますが、いわゆる原子力利用における安全の確保を図るための必要な施策を策定し、又は実施する事務を行うと、を一元的につかさどることが目的として掲げられております。また、第一条の最後のほうで、「環境の保全」という言葉が新しく加わっているという形です。

三条につきましても、原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とするということが定められておまして、7ページ目には、所掌事務が掲げられております。

所掌事務、第四条として、原子力規制委員会は、次に掲げる事務をつかさどるということで、第一号から第十三号までの事務が記載されております。簡単にかいつまんで言いますと、まず第一号で、原子力利用における安全の確保に関すること。第二号で、原子力に係る精錬、加工、貯蔵、再処理、そして、廃棄の事業、原子炉に係る規制、その他これらに関する安全の確保に関すること等、13項目が所掌事務と掲げられております。

そして、第四条第2項、一番下のほうの2と数字が書いてあるところですが、この13項目に掲げられた所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができるということで、あくまでも所掌事務の中の範囲ということになりますが、このような権限も与えられているということになります。

では、防災についてという形になりますが、9枚目のページをご覧ください。防災における法体系という形になりますと、まず、一般法として定められているのが、災害対策基本法という法律がございます。そして、原子力災害対策特別措置法ということで、この二つの法律に基づいて、原子力災害対策が行われるという形になっております。

災害対策基本法につきましては、いわゆる防災に関し、目的ですが、防災に関し基本理念を定めると。そして、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にすると。防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、そして復旧、防災に係る財政金融措置、その他災害対策の基本を定めるということが、定められているのが災害対策基本法というものになります。

では原災法、原子力災害対策特別措置法、いわゆる原災法は、何を定めているのかということになります。いわゆる目的のところの赤字のところを見ていただきたいのですが、この法律、原災法は、何を特別に定められているのかということでは目的に書いてございまして、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、そして、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置、そして、緊急事態応急対策の実施、その他の原子力災害に関する事項、この、いわゆる四つの項目、その他を入れて五つになりますが、これを特別に定めているのが原子力災害対策特別措置法というものになります。ですので、この部分以外は、基本的には災害対策基本法が先行するという形になるものです。

そして、いわゆる炉規法、そして災害対策基本法と相まって、原子力災害対策の強化を図るために設置されているのが、原災法というのが法律の目的であるということでご理解をいただくと幸いです。

次に、10枚目のスライドになりますが、災対法と原災法の主な枠組みの相違ということで、表でまとめさせてもらっております。まず、事故災害の原因者ということになりますと、災対法は、特に規定はございませんが、原災法は、事業者の責務、具体的義務を規定しています。

次に、3項目めになりますが、政府の対策本部、自然災害等でお耳にしたことがあると思いますが、いわゆる非常災害対策本部ですとか、緊急災害対策本部が自然災害の場合、政府で設置されますが、原子力災害の場合は、いわゆる必要的設置という形で、自然災害の、災対法に基づく場合は任意的設置なんです。原災法の場合は必要的設置という形で、特別の設置を求めているという形になります。

また、本部長の権限については、そちら記載のとおりで、以降、いわゆる政府の現地対策本部も災対法では任意的設置ですが、原災法では必要的設置、そして、地方公共団体の本部も、いわゆる原子力緊急事態宣言があったときは、必ず設置しなさいということが定められています。災対法と原災法の違いということで、こういうところが強化されているんですということで、ご理解いただければと思います。

走り走りになって申しわけございませんが、次に、11枚目のページをご覧ください。全体の枠組みと各主体の行動計画ということになっておりますが、いわゆる災害対策基本法に基づいて、防災基本計画というものが定められています。この防災基本計画の原子力災害対策編、そして、いわゆる原災法に基づいて策定が義務づけられている原子力災害対策指針、この原子力防災基本計画の原子力災害対策編と、いわゆる災対指針を二つを加味して、国、自治体、事業者の方に、それぞれの計画をつくってくださいと定めるところです。基本的な行動計画は原子力、いわゆる防災基本計画の原子力災害対策編に記載されています。

では、指針は何をメインに書かれているのかということですが、いわゆる原子力災害

に特化した専門的・技術的事項について定めているものが原災指針ということで、この二つを加味して定めていると。国、自治体、事業者が定めていただいているという形になっております。

国は、原子力災害対策マニュアル、そして、自治体さんにつきましては地域防災計画、そして、事業者につきましては、原子力事業者防災業務計画を定めなさいということで、それぞれの行動計画の策定を求めているという形になります。

もうちょっと具体的に、12枚目のスライドで、国、県、市町村の役割ということで、字が細かくて大変申しわけないんですが、皆さんが関心があられる部分について抜粋、まとめさせてもらったところになります。

まず、責務については、こちらに記載のとおりなので、後でご確認いただければと思います。

2段目の行になりますが、防災計画。これはどのような記載になっているのかといいますと、県さんの部分につきましては、このように当該、いわゆる都道府県の地域に係る新設、改良、調査研究、教育、訓練、そして、原子力災害予防対策、情報の収集、伝達、いわゆる原子力緊急事態宣言、その他原子力災害に関する情報の伝達、避難、救難、救助、衛生その他の原子力災害に対する事項ごとの計画を定めてくださいということになっております。

また、市町村さんにつきましては、新潟県さんの記載ぶりと同様となりますが、いわゆる青字のところ、情報の伝達、避難、救難、救助、衛生等々の原子力災害事後対策に関する事項ごとの計画を定めてくださいということで、防災計画は、このような形で定めてくださいと、県と市町村さんに求めているという形になります。

情報伝達につきましては、このような形で定めています。

また、住民等の避難誘導體制というところ、一番最後の下の段のところになりますが、国の役割として定められているところにつきましては、国は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うと記載がされております。そして、県、市町村さんにつきましては、いわゆる地方公共団体は屋内退避、避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。

P A Z内の地方公共団体においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。U P Zの地方公共団体においても、広域避難計画を策定するものとする定められております。地方公共団体という形になりますが、こちらは、いわゆる通常の地方自治法に定める都道府県及び市町村さんという形になります。

では、国の防災体制ということで、14枚目のスライドになりますが、国の防災をつかさどる、担当している省庁はどこなのかというところでご説明をさせていただきたいと思っております。

国の防災を担当している省庁につきましては、いわゆる内閣府が防災を担当しております。ですので、私も、内閣府防災原子力担当室ということで、名前をいただいているという形になります。いわゆる内閣府設置法の真ん中、上から4段目で、いわゆる任務として災害からの国民の保護ということが内閣府の任務として定められております。

そして、第四条第3項になりますが、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力災害に対する対策に関する事ということで、いわゆる原災法に定める災害対策に関する

ことは、内閣府で仕事をしなさいというふうに定められていると。

そして、組織令のほうにつきまして、組織令の下、五、六、七、八号、各4項目、赤塗りしてありますが、このような原子力災害に対する対策に関することですか、この4項目が内閣府の業務として定められているという形になります。

15枚目のスライドになりますが、では、具体的にどのような業務を行っているのかということになりますが、私どもが担当している原子力災害対策担当室の業務として、主にこの三つの柱で業務をさせていただいていると。

一つ目が、予算執行業務ということで、右の四角の中に掲げられていますが、このような事業、いわゆる交付金によって防災活動用の資機材ですとか通信網、また、地域防災対策の充実・強化に充てさせて、取り組ませていただいていると。そして、地域防災計画の策定に関する地方公共団体に対する支援も行わせていただいていますと。また、防災専門官による指導・助言ということで、いわゆるオフサイトセンターに私と、ここでは北村になりますが、防災専門官を常駐させていると。そして、自治体さんと、いろいろご協力を、ご支援をさせていただいているというのが私どもの業務になります。

では、続いて、16枚目のスライドになりますが、原子力防災体制の強化ということで、こちらにも福島事故の教訓を受けて、平時から原子力防災体制の枠組みをつくっておかなければならないということで、原子力防災会議が内閣に常設されております。

役割としましては、下の黄色い四角の中にありますが、全省庁を挙げて、平時から原子力防災会議という枠組みをつくって、原子力災害対策を進めていきたいと思いますということになっております。

そして、これが緊急時には、いわゆる原子力災害対策本部、いわゆるEAL3、15条通報、原子力緊急事態宣言になったら、このような政府を挙げて、原子力災害対策に取り組みましょうという枠組みができ上がっていることになります。

そして、最後のスライドになりますが、17枚目です。こちらは、原子力の防災体制を、ポンチ絵的にあらわしたものになりますが、国の枠組み、そしてオフサイトセンター、そして道府県さん、市町村さん、そして事業者さんが、このようなかかわり、相互に連携を取り合って、原子力災害対策に当たるという枠組みをあらわしたものになります。

以上で、こちらの資料5の説明については以上になります。

続いて、資料6で、原子力災害対策指針についてご説明をさせていただきます。

一人二役というわけではないんですが、指針の策定については、原子力規制委員会が策定をすることとなっておりますので、こちらの説明につきましては、いわゆる柏崎刈羽原子力規制事務所の防災専門官である私、山崎のほうで説明をさせていただくという形になります。よろしくお願ひします。

まず、3ページ目のスライドになりますが、原子力災害対策指針は、どこで、いわゆる法的根拠はどこなのかという形になりますと、いわゆる原災法の第一章の二、第六条の二項で、原子力規制委員会は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、そして、原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針を定めなければならないということで法律上、規定されています。

原子力規制委員会で防災に関する、いわゆる事故で明確に法律に定められている部分

については、原子力災害対策特別措置法の第六条の二項だけという形になっております。指針においては、一項から第二項で、一号から四号までの4項目を定めなさいということになっております。この法的根拠に基づいて、私どもが指針を出させていただいているということです。

そして、続いて、5枚目のスライドになりますが、福島第一原子力発電所事故からの教訓ということについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。こちらは、いわゆる旧保安院のときにまとめられました、原子力施設の防災対策についての見直しに関する考え方、いわゆる中間取りまとめというところで、いわゆる過酷事故への不十分な備えで、過酷事故は起こり得ない、いわゆる安全神話として、その備えが十分でなかったと。そして、国際的知見反映が不十分であると。

この中身では、いわゆる現行の防災基本計画、防災指針の主に予測システムに基づく防護措置の考え方が国際社会が共有する、防護措置実施の基本的考え方とは大きく違っていたにもかかわらず、見直しが不十分であった等々の取りまとめがされております。

このような中間取りまとめを得たほか、国会、政府、民間の各事故調において、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、緊急時の情報体制の不備、各種対策の意思決定の不明確さ等についても、多数の提言を受けたという形になっております。この提言を受けたところで、原子力安全委員会が廃止されて規制委員会、規制庁が発足したと。この業務を受け継ぎまして、平成24年10月31日に、原子力規制委員会として災害対策指針を策定させていただいたというのが全体の流れになっております。現在まで3回の改訂を行っているという形になります。

では、原子力災害対策指針の中身について、ご説明させていただきますが、8枚目のスライドをご覧ください。指針におきまして、原子力災害対策重点区域ということでP A Z、そしてU P Zというものを定めさせてもらっております。いわゆるP A Zについては、半径5キロ、おおむね半径5キロということで、U P Zにつきましてはいわゆる、おおむね半径30キロということで、距離を定めさせてもらっております。

そして、9枚目のスライドになりますが、これは緊急事態の区分、判断基準となるE A Lということで、基本的には発電所さんのプラントの状況、これに応じて住民の方に防護対策をとっていただくための、いわゆる指標にしましょうというものになっております。いわゆる警戒事態、これはE A L 1と呼ばれるものですが、このような二つの事象を想定していると。これは抜粋になりますので、詳しい表については、指針をご覧くださいなのですが、これは抜粋です。

施設敷地緊急事態、いわゆる10条通報という段階になりますが、こちらでE A L 2ということで、このような事象になった場合は、E A L 2であるという形で想定しましょうと。そして、全面緊急事態ということで、E A L 3を設定させてもらっています。

このE A Lにつきましては、私どもが示させてもらった枠組みに基づきまして、各発電所の特性、そして、立地状況に応じたE A Lを設定、検討していただきましょうと。そして、それを事業者防災計画に反映して、原子力規制委員会に届け出てくださいという形で、発電所ごとに、このE A Lを定めてくださいということで、私どもはさせてもらっております。

そして、このE A Lの考え方がおかしい、ちょっと間違っているということであれば、

私ども原子力規制委員会として、原子力事業者防災計画の作成、または修正を命ずることができるという形で、指針に定めさせてもらっているという形になります。

スライドの順番が大変申しわけないのですが、ここで12ページ目を先にご覧ください。

EAL・OILに基づく防護措置の対応イメージということで、表をまとめさせてもらっております。いわゆる発電所さんが定めたEAL1、この事態になったらいわゆるPAZの方々につきましては、5キロ圏内の方々は、要援護者の避難準備をお願いしましょう。そしてEAL2、施設敷地緊急事態になったら、要援護者の避難を実施して、避難を行ってください。そして、住民の避難準備を行ってくださいということでお願いをしましょうという形になっています。そして、全面緊急事態になりましたら、いわゆる5キロ圏内の方につきましては、住民の避難の実施、そして、安定ヨウ素剤の予防的服用をお願いします。そしてUPZの方、いわゆるおおむね5キロから30キロ圏内の方につきましては、屋内退避の実施、そして、安定ヨウ素剤の配布準備をお願いしますというような基本的な枠組みを定めさせてもらっているということです。

そして、施設外への放射性物質の放出という段階になりましたら、いわゆるOILの基準に基づいて、屋内退避をしている方々に避難をしていただきますという形になっております。

この基準については、どのように定めているのかということですが、1枚戻っていただいて、11枚目のスライドをご覧ください。

放射性物質が放出された場合の避難の基準等を定めたものが、いわゆるOILというものとなっております。いわゆるOIL1、500マイクロシーベルト毎時が地上1メートルで測定された場合、いわゆるこの数時間以内を区域を特定して、避難を実施をしていただきます。

そして、OIL2、真ん中、3段目の行になりますが、いわゆる20マイクロシーベルト/毎時ですけども、地上1メートルで20マイクロ特定された場合、測定された場合は、この1週間程度に一時移転を実施してもらいましょう。そして、4、OIL4、OIL6につきましては、いわゆる除染基準と飲食物の摂取基準、そして、上から四つ目になりますが、いわゆるスクリーニング基準というのも定めさせてもらっていると。この、いわゆるOIL1、OIL2の基準に達したら、いわゆるUPZで屋内退避をしていただいている方につきましては避難を実施していただくというのが、基本的に私どもが占めさせてもらっている考え方になります。

そして、それら情報がどのように流れ、伝達されるのかということにつきましては、この10枚目の、また1枚戻ってもらって、10枚目のスライドをご覧ください。わかりやすくつくったつもりなんですけど、ちょっと難しい、ちょっと複雑なところもあるので、大変恐縮なんですけども、基本的には警戒事象、いわゆるEAL1の段階になりましたら、いわゆる原子力事業者さんから安全協定、そして事業者防災計画に定められたルートで、それぞれ情報が伝達されます。こちらについては、後で東京電力さんからお話があるかと思いますが、協定を結んでいる、いわゆる関係省庁、それと道府県さん、市町村さん、そして、それら情報を入手した私どもがUPZ、道府県さんに情報が伝達する流れになっています。

原災法10条事象、いわゆるEAL2という段階になりましたら、政府で対策本部、緊急参集チームによる参集が開始されると。原子力規制庁につきましては、規制委員の事故対策本部というものが立ち上がります。

そして、この原子力規制庁の安全対策本部から、道府県さん等々に情報の伝達がなされると。同時に、オフサイトセンターにおいて事故対策、現地対策本部が立ち上がると。こちらからも、市町村さん、道府県さんに対して、情報の伝達が行われる。いわゆる本庁のラインとオフサイトセンターのライン、この2系統によって、都道府県さん、そして市町村さんに情報が流れるという形になっております。

原災法15条においても、基本的には一緒ですが、こちらは規制委員会の事故対策本部ではなくて、今度、政府の対策本部が立ち上がるという形になっております。情報伝達の流れについては、基本的に同じような流れという形になっております。

スライドが順番前後して、大変申しわけございませんでしたが、次に、13枚目のスライドをご覧ください。こちらは、私どもが、原子力災害対策指針を策定するときに行ったパブコメ、ここのOIL等々を、定めたときの、要はご意見、そして、それに対する私どもの考え方というものをまとめさせてもらった形になります。

まず最初のご意見という形ですが、いわゆる予測線量に基づき、被ばくする前に避難するためのスキームとするべきということですが、こちらにつきましては、私どもの現在の考え方として、国際基準の考え方も踏まえて、実測される空間放射線量率を活用する仕組みを採用しているということでお答えをさせていただいているところでございます。

そして、二つ目のご意見という形で、OIL1、OIL2の空間放射線率の水準を下げるべきというご意見ですが、いわゆる国際基準文書であるOIL1ですけれども、IAEAの定めた数値の比較をさせていただきますと、いわゆる500マイクロというものについては、いわゆる2分の1ということで、決して高過ぎる数値ではないと考えていると。

そして、OIL2につきましては、いわゆるIAEAが定めた数値、この5分の1となっていることから、決して高過ぎるものではないというふうに考えているとお答えをさせていただきます。

そして、三つ目のご意見ですが、被ばく線量限度を明らかにすべきということですが、いわゆるICRPにおきましては、緊急時に20から100ミリシーベルトの範囲の中で防護措置実施のためのレベルを定めなさいということをお勧めしております。

まだ、私どもといたしましては、IAEAの、いわゆる考え方、ここで各防護措置を適切に講じるための水準としての包括的判断基準というのを定めたいというふうに考えているんですが、IAEAからこのOILの値を算出、設定する、要は具体的な方法をまだ享受いただいてないと。具体的な算定の基準が明らかになっていないということから、今の段階では、原子力規制委員会としては、今後の検討課題ということで検討をさせていただきたいというお話はさせていただいているということでございます。

ですので、一応、いわゆる緊急時には、20から100ミリシーベルトの範囲内ということで、お話をさせてもらっているところですが、合理的に可能な範囲で、できる限り低い線量、被ばく線量が低いのが望ましいというのは当然の考え方というふうに、

お示しをさせていただいているというところでは。

では、実際に、放射性物質が漏れた場合、漏れる前から、放射線のモニタリング体制を構築しなければなりませんということで、14枚目に、ポンチ絵を示させてもらっております。緊急時には国が現地に緊急時モニタリングセンターを立ち上げるということで、私ども指針で策定をさせてもらっているところがございます。

緊急時モニタリングセンターには、国、地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関、こちらの方からご参集いただきまして、新潟県から策定いただいた計画、この緊急モニタリング実施計画に基づいて、それぞれモニタリングの活動を行っていくということを考えております。

まだ具体的な手法、方法等については、なかなかお示しできる段階ではないと考えておりますが、なるべく早急に、このような計画が定められる考え方をお示しできるように、今は準備を進めているということをご理解をいただきたいと思っております。

基本的に、このモニタリングセンターが立ち上がって測定をした数値、これをもとに、いわゆる避難、いわゆる500マイクロ、20マイクロが測定された地域が避難を、避難地域として指定されて避難をしていただくという流れになっているということです。

15枚目のスライドになりますが、安定ヨウ素剤の事前服用、配付の明確化しているということがございます。安定ヨウ素剤につきましては、私ども国といたしましては、基本的にPAZの地方公共団体の方、PAZの5キロ圏内の方、こちらにつきましては、原則、医師による住民説明会の実施をお願いしております。そして、医師の説明会に出席していただいた方、こちらの方に住民への事前配付をお願いいたしますということで、お願いしているところです。

そして、UPZにつきましても、いわゆるPAZと同じように事前配付が必要と思われる地域につきましては、そのような、PAZと同じような段取りで、配付をさせていただきますということで、考え方は示させてはもらっています。

そして、安定ヨウ素剤の、実際に服用の指示については、どのような流れなのかということについて、下の段で説明させてもらっていますが、基本的に国で設置される原子力災害対策本部、これは総理大臣をもとに設置される災害対策本部になりますが、こちらが原子力規制委員会が服用の判断を指示、服用の必要性を判断したということをもって、災害対策本部長名で地方公共団体へ、要は服用の指示が伝達されると。そして、地方公共団体、県、市町村さんから、住民の方に服用の連絡がなされるという基本的な流れになっております。

最後、16ページ目ですが、私ども指針を策定させてもらっておりますけれども、まだまだ足りないということは十分承知しております。今後、策定しなければいけないと思っている課題については、このような形で記載させてもらっております。

まず、一つ目の丸になりますが、原子力災害事前対策のあり方ということで、いわゆるOILの算定のあり方、そして放射性物質以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定を、やっぱりしなければならないというふうに考えてはおりません。

そして、三つ目のポツになりますが、プルームの影響を考慮した、いわゆるPPAの導入、そして、実用発電炉以外の原子力災害対策重点区域の設定の範囲も必要ですとい

うことで書いております。

そして、四つ目の丸になりますが、緊急被ばく医療の在り方の中で、プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避などの防護措置との併用の在り方、こちらの検討も必要ですというふうに書かせてもらっております。

そして、六つ目の丸になりますが、地域住民との情報共有の在り方ということで、いわゆる防災対策の計画、そして、実施を実現するために住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定が必要ということです、指針に今後の課題ということで挙げさせてもらっております。

現在、このような課題というものを一つずつ解決するために指針のいわゆる改訂が進められているということでご理解をいただきたいと考えております。

私から、いわゆる法体系と原子力災害対策指針の現在の考え方についてご説明をさせていただきます。

以上、終わります。

#### ◎新野議長

ありがとうございます。

30分ということだったんですが、法律の前段が少し、やはり基本的に知っておくべきだということでご配慮いただいたりしてしまして、もう当初から少し遅れるのを覚悟でやっていますので、ご理解いただきたいと思います。

ちょっと頭の中に酸素を少し入れたほうがいいのかと思いますので、トイレタイムをとりますので、深呼吸をしながら戻ってきてください。

(休憩)

#### ◎新野議長

では、先ほどもご説明したとおり、これからは東京電力さんが、まず発せられるところからなので、その流れを踏まえてご説明を伺ってください。

東京電力さん、よろしく願いいたします。

#### ◎室星防災安全部長（東京電力）

東京電力の防災安全部長をしております、室星でございます。

私から、前の画面をご覧くださいながら、ご説明をさせていただきたいと思います。「通報連絡」ということで、ご説明をさせていただきます。

1枚めくってください。こちらの資料は、私どもで作成をしております、防災業務計画の中に記載をさせていただいている内容でございます。当然、事故が起これば速やかに通報ということですので、こういった形で関係自治体さん、機関にご連絡をさせていただくということでございます。これは、先ほどの規制庁さんの説明とも、ちょっと重複しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

福島第一の事故でもそうでした。なかなか結果的には円滑に通報、ご連絡はできなかったという反省がございます。そういった反省を踏まえまして、通常でいう通信インフラに加えて、この下でございます、こういったインフラを備えておるといふことです。その中でも、この赤い破線で記載をさせていただいたものは中越沖地震、もしくは福島事故以降に追加、もしくは増設をしているというものでございます。特に衛星系の電

話、もしくはファクスというのを充実をする形にしています。福島事故のときも、やはり有線系の通信ラインが、なかなかうまく機能しなかったということもございますので、こういった設備を充足をしているというところでございます。

1点、衛星携帯電話というのがございます。これは、当然、詳しいご説明を、間近に私どもの社員が伺ってご説明をさせていただくというような必要があるかと思っております。そういったときに、私どもの社員に持たせて派遣をさせていただくというようなことも考えております。

これも一部、先ほどの規制庁さんの資料と重複するんですが、通報の流れをご説明をさせていただきます。先ほどのご説明ですと、原子力警戒事態から第一次緊急事態、もしくは第二次緊急事態というような形で進んでおるんですが、通常の場合ですと、左のほうを見ていただいでよろしいでしょうか。

当然、こういった大きな災害に至る前に、普通ですと兆候がございまして。そういうときに、例えば私ども社内ですと、この事故・故障等検討委員会というような社内で、こういう検討委員会でトラブルの内容を共用します。これが明らかにトラブルだとわかれば、安全協定等に基づきまして、自治体さん、もしくは規制庁さんにご連絡、報告をするという流れでございまして。それを経て、だんだん状況が重くなる、EAL 1、2、3と進んでいくわけでございます。

すみません。ちょっと資料飛んで申しわけございません。最後の8ページをご覧くださいよろしいでしょうか。このEALの中でも、止める、冷やす、閉じ込めるでくくられる事象をちょっとこちらでご紹介をさせていただきます。

こういった形で幾つかの事象はございますが、中には、段階を追わずに、一気に一番最後の緊急事態事象にいくという事例もございまして。すなわち、段階を踏まずにいくものもあるということをご理解いただきたいと思っております。

先ほどの、4ページに入ってくださいよろしいでしょうか。先ほどの3ページでもちょっとお話をしましたが、通常ですと、ああいった段階を踏みますので、当然、相当早い段階で皆様に情報をお伝えできると思っておりますが、中には、そういう段階を踏まずに、一気に深刻な状況になるというケースがございまして。

今、この画面でお示ししている資料ですが、私ども設置許可の中で、今、申請している設置許可の中で、今までとった対策が有効であるかということの評価するために、設計ベースで用意した設備が全てきかないといったことを想定した、非常に厳しいシナリオを想定して、その際の振る舞いを評価した内容でございまして。

実は、このシナリオも含めまして、先日の新潟県さんの技術委員会で、こういった厳しいシナリオをご説明しております。その中の一つをご紹介をさせていただきます。

このケース、まず、いきなりなんです、大きな配管がギロチンのようにぐさりと切れて大きく破断をするという事象が起きます、と同時に、全ての交流電源がなくなる。すなわち、電源がなくなるわけですので、大きなモーター、動かさないというような状況になっています。そういった状況で、こういった低圧・高圧系の注水ポンプ、もしくは低圧系の注水ポンプも機能しない。すなわち、水を注水しなければならない状況であるにもかかわらず、水が注水できないという状況になっています。という状況ですので、ほぼ比較的、もう本当に短時間のうちに炉心が損傷開始し始めます。

それでなのですが、このシナリオでは、私ども、この山側に備えましたガスタービン発電機を起動し、本来の期待を、今まで従前でしたら期待をしていなかった、代替の注水ポンプを起動して、何とか水位の回復を図ろうとしています。ただ、破断している量も大きいということで、実態としては、うまく回復できずに、このぎざぎざになっているのはですね、これはどういうことかということ、どんどん蒸気が格納容器内に漏れていますんで、漏れた蒸気を冷やすということを交互に一つのポンプでやっています。冷やして水を入れて、冷やして水を入れていると。ですんで、こういうぎざぎざになっています。とうとう耐え切れなくなって、ほぼ25時間後に格納容器からベントをする。すなわち放射性物質を放出するという流れになります。

ここで、私ご説明をさせていただいたのは、こうやって、いきなり来るケースでも25時間と。このほかに前回の技術委員会では18時間というシナリオもご紹介をさせていただきましたが、段階を追ったケースというのが通常なのですが、こういった厳しいケースでも、18時間とか25時間があるということだけご理解いただければと思います。

後ろにつけたポンチ絵は、説明は割愛させていただきますが、通報ということで、通常ですと、段階を追って早いうちにご説明、ご連絡ができるかなと思っています。

以上、説明でございます。失礼します。

◎新野議長

ありがとうございます。

これが引き続いて、国とかの動きが始まるわけですけど、先ほどの内容にもかぶりますので、次からは、新潟県のご説明をいただきたいと思います。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

すみません。規制庁ですけれども、今の東電さんの説明、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

東電さんのほうで、いきなり起こる事象もありますという話がありましたけれども、ここの部分については、規制庁といたしましては、規制委員会としては、基準を策定するときに基本的には起こらないような対策ということで、かなり基準を、レベルを上げております。ですので、今、規制委員会として安全目標の案を検討している最中ですが、こういった大規模な即時起こるようなもので放射性物質が出るようなもの、100テラベクレルという考え方を示していますけれども、それについては、基本的には100万年に1回ぐらいの頻度で起こる可能性が、そこまでのリスクを下げるということを前提にしていますので、起きる可能性はゼロだとは言いませんけれども、起きないとも言いきれませんが、可能な限り、いつでも起こるということではないということをご理解いただきたいと思います。

◎新野議長

それは、100万年とは思いませんが、ある程度は理解していますね、はい。

◎山崎柏崎刈羽原子力規制事務所原子力防災専門官（原子力規制庁）

そのようなレベルにいけるようにソフトですとか、ハード対策をしっかりとしてくださいということで、新規制基準を求めているということです。ですので、これが起こらないとは言いません。ですが、100万年に1回の確率になるように、ソフト・ハードを

しっかりと対策をしてくださいということで、新規制基準のほうで求めていると。それを前提として、それをまず、頭のところに置いといていただいて議論をいただければ幸いですということでございます。

◎新野議長

今のお話は、多分、東京電力さんからご説明になる内容ではないので、規制庁さんがきちんと私どもに配慮して、頭の隅に置けよという警告を発してくださったというふうにとってください。

では次は、新潟県さん、お願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県でございます。

私からは、直近の取り組みといたしまして、ともにこれ、2月に案を出させていただいておりますけれども、県の地域防災計画、もう一つ、「県の広域避難の行動指針（Ver. 1）」ということで、それぞれ説明をさせていただきます。少し長目にお時間いただいておりますので、恐縮ですが、座らせていただいて説明させていただきます。

まず、お手元、横長の1枚でございます、資料1と右上についておりますが、原子力災害対策編の主な修正ポイント、こちら失礼しました。ちょっと言葉足らずで、これは災対法に基づいて県で定めております、新潟県地域防災計画の原子力災害対策編の主な修正ポイントということでございます。

こちらにつきましては、福島事故以降、一昨年8月に、一度大きな改訂をさせていただいております。今回の修正の案につきましては、これは、それ以降、2回目ということでございますが、大きな考え方といたしましては、先ほど原子力防災専門官のほうからもご説明いただいておりますけれども、原子力災害対策指針、あるいは、中央防災会議の防災基本計画の修正、こちら1月になされておりますけれども、主には、これら踏まえまして修正をしようとしているところでございます。

おおむねこのペーパーの1、2、3につきましては、原子力災害対策指針に基づくものでございますが、1番、防護措置等の判断基準の考え方の反映といたしましては、①、②ということで、EAL、OIL、あるいは緊急事態区分につきまして、ものの考え方ということで、その枠組みについて、計画の中に盛り込みさせていただいております。

この1の③につきましても、原子力災害対策指針を踏まえて追加で入れておりますし、次の2番と3番につきましては、今回、昨年9月ですか、改訂された原子力災害対策指針の大きな柱となっておりますけれども、緊急時モニタリング体制の見直し、さらには、安定ヨウ素剤の配布体制の強化ということで入れさせていただいております。

例えば、2の②の緊急モニタリング計画の作成ということで、これは県が作成の主体でございますが、今後、具体的に緊急時モニタリング計画ができるよう、今作業に着手しているところでございます。

一番下の4番、即時避難困難時の対応ということでございますけれども、こちらにつきましては、即時避難区域ということで、おおむね5キロ圏内、計画で定めさせていただいておりますけれども、必ずしも即時避難が容易、円滑、スムーズでない場合があったり、結果的に一定期間、とどまらざるを得ないことも十分想定されるだろうということで、放射性物質を遮へいできるような、そういった防護機能を有する施設の整備等に

努めるというような考え方ですとか、この4の②、これも同じような考え方でございますけど、必ずしも避難することが安全ではない、リスクを抱える場合もあるよということを改めて具体的に、今回の地域防災計画の原子力災害対策編の見直しの中に記述をさせていただいたところでございます。

資料1につきましては以上ですが、続きまして資料2ということで、この資料2・3・4につきましては、こちら「新潟県広域避難の行動指針（Ver. 1）」ということで、多分、県の地域防災計画よりも、この行動指針のほうが大きく報道などでも取り上げていただいたところで、報道の、その情報までは、多分、皆さんもある程度はご承知されているのかもしれないんですけども、分厚いもので大変恐縮ではありますが、この資料2の原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針、少し、こちらのお時間いただいて、1枚ずつ、2枚ずつぐらい一緒になってめくらせていただいて、私から説明を加えたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

この県の広域避難の行動指針でございますが、あくまで現段階Ver. 1とさせていただきます。この表紙のところにも簡単に書いておりますけれども、現時点の防護措置等の考え方を整理したものということで、これは今後も随時更新して、より具体化できるように努めてまいりたいと考えております。

この表紙をめくっていただきますと、左側のほうに前書きのようなことが書いてありますけれども、こちらは一昨年8月の県の原子力防災計画は、もちろん内容を踏まえたものになっておりますし、それ以降、広域避難に関して、具体的に市町村等々、ワーキングチームのようなものを中心に検討を加えさせていただいております。ただ、今の段階で必ずしも、では完璧なものかといいますと、例えばこの前書きの2番にもありますとおり、さまざまな課題はありますということではあるんですが、とまっても原発のリスクがあるということが実態でございますので、こちら、万が一に備えて共有すべき考え方ですとか、情報をまとめたものということでございます。

繰り返しになりますけれども、資料3の1枚のほうに、ポンチ絵で左側にも書いてございますけれども、今後も検討はより具体的に続けた上で内容を随時更新して、関係機関ですとか、市町村の方々とも共有していきたいものと考えております。

実際、この広域避難の行動指針を作成するに当たって、どんな検討をしてきたのかというのが、この今の表紙の裏側の、今度右側の次のページ、すみません。ページがなくて恐縮なんですけれども、この真ん中、上ぐらいから、新潟県広域避難対策ワーキングチームということで、黒丸が振ってございますが、こちらの、もう一昨年になりますけれども、平成24年の11月にワーキングチームを立ち上げて検討を続けてまいりました。こちらの①から⑩ということで、我々なりに考えてきた具体課題ごとに検討してまいったところなんですけれども、こちら、引き続き検討いたしますし、特に今回、この行動指針をまとめるに当たりましては、一番下の黒丸でございますけれども、市町村による原子力安全対策に関する研究会、いわゆる市町村研究会さんがつくられた実効性のある避難計画暫定版も、参考の一つとさせていただいたところでございます。

それでは、また、1枚はぐっていただくと、目次ということでございますが、さらに、その後からページ1-1ということで振らせていただいております。この1-1につきましては、PAZ、UPZ、それぞれの市町村の名前、全域の市町村もありますし、含

み市町村もあります。結果的に、例えばその柏崎市なんかは、それぞれPAZもUPZもあるということがございます。PAZは2市村ですし、UPZは8市町ということになってございます。

続いて、裏側から1-2、1-3、こちらは統計資料の整理ということがございますけれども、1-2のほうでPAZの人口、合計では2万1,700人、その下の表ではUPZの人口ということ、46万6,500人、概数でございますがこのような数字になっておりまして、一方1-3ということで、こちらの原子力災害対策重点区域以遠ですので、PAZ、UPZの市町村は含まずということ、一覽で市町村別の避難施設の数を整理したものでございます。ただ、この一覽表は、あくまで、おおむね30キロ以遠のことです。ですので、例えば長岡市なんかは、旧栃尾は実際には30キロ以遠になるんですけれども、例えば旧栃尾市の避難施設というものは、一切ここには見ておりませんし、30キロの内外、そういった意味で30キロの内外が混在している市町村については、もう純粹に、この表からは外させていただいているということになりますし、そのほかに、注意事項といたしましては、例えば県立の施設ですとか民間施設は、まだこの段階での統計という意味ではきちんと整理されておらないもので、この表の中では除外させていただいております。

続きまして、1-4でございます。こちらのほうは、PPAということがございます。PPAの以遠の地域における防護措置の対応について、記載はされておりますが、先ほどの原子力災害対策指針のご説明にもありまして、国においても、この防護措置の実施の判断の考え方は、継続的に検討中ということ聞いております。

ただ、このPPAにおいても、状況に応じては防護措置等が必要となる場合もあるということは、我々対策をとる際に当たっては、十分意識したことになると思っております。

次の2-1のページでございますけれども、こちらは、ちょっと表形式になっておりますけれども、緊急事態の進展、これは、(1)の表でございますし、続いて(2)では、初期対応段階における体制整備、さらには防護措置等の内容ということで整理をさせていただいたものでございます。

続いて、めくっていただきますと、その裏の2-2、あるいは2-3ということがございます。こちらでは、事故の発生から放射性物質の放出までの防護措置を整理したものでございます。この段階では、EALに応じた防護措置の実施ということがございますが、特に大きなポイントといたしましては、この2-2の黒囲みのポイントの中にも書いてございますけれども、大きく二つポイントあるなと考えております。

まず、PAZにつきましては、1の黒丸がありますけれども、放射性物質の放出前に避難を開始するということですし、その下の2番のところ、こちらUPZの対応でございますが、UPZは全面緊急事態、EAL3の段階で屋内退避の実施ということ、こちらがポイントでございます。

なお、このEALの具体的な事象につきましては、今後、東京電力で原子力事業者防災業務計画に定めるものとされております。

続きまして、2-4から2-5、次のページでございます。こちらでは、今度、放射性物質が放出された後の防護措置を整理して書いたものでございますが、この段階では、

O I Lに応じた防護措置の実施ということになります。実際には、県の対応という意味では実測、全部実測ということだけではなくて、風向きなども、気象条件なども考慮しながらということと考えておるところでございます。

続きまして、またはぐっていただいて、3-1、3-2ということでございますが、緊急時の情報の流れということで、緊急事態区分ごとの主な連絡の内容ということで、一覽的に整理してございます。

3-2では、主な情報の流れを図で示させていただいております。そのポイントといたしましては、3-2ページ目の下のほうですけれども、通信手段、こちらは一般的に種類が多い有線、地上系を第一手段としてさせていただいてはおるんですけれども、通信手段が使用できない場合は無線系、衛星系の通信手段での通信を行うということと考えておりますし、その具体の通信手段ということにつきましては、また、はぐっていただきます、3-3、こちらで市町村、関係機関と連絡をとる主な通信手段を整理しながら、さらに、3-4では、関係機関との通信網、通信ネットワークということで図を活用させていただいております。

続きまして、また、はぐっていただく4ページ目でございますが、こちらは原子力災害対策重点区域、PAZ、UPZにおける全面緊急事態後の防護措置ということでございます。

4-1につきましては、主な防護措置としては避難そのもの、あと、屋内退避が重要ということを書いておりますし、4-2では今度、PAZの避難先の考え方を記載させていただいております。ポイントといたしましては、この4-2の下、一番下に二重線で囲みで黒ポツが幾つかございますが、まずは県内の避難施設への避難ということ想定しながら、さらに50キロ圏外の避難施設を確保できないかということで、今検討を進めておるところでございます。

こちらはUPZ、今、PAZの記載なんですけれども、UPZの避難が必要となるということ想定してということですので、さらにこれが広域に及ぶ場合ということも、全くないとは限らない可能性がありますので、そういった場合には近隣県への避難も選択肢の一つとして調整せざるを得ないものと考えておるところでございます。

続きまして、4-3でございます。こちらから、だんだん具体の避難先の市町村名が記載されてくるんですけれども、まず、この4-3では、PAZの避難先の候補先の市町村ということでございます、想定といたしましては3方向、あるいは状況に応じて、いずれかの方向に、つまり3方向への分散避難か、または状況に応じた、いずれか一つ、あるいは二つへの方向への避難というふうに柔軟性を持たせて考えておるところでございます。

同様に、今度は4-4からは、UPZの防護措置の内容を記載してございまして、避難先の市町村ということでは、4-5以降に、今度UPZについて具体的に出てくるんですけれども、こちら柔軟に選択できることが非常に重要と考えております。災害の状況ですとか風向き、モニタリング結果などを踏まえながらということ、ただ、まずは県内の避難施設を優先して活用すべきと考えております。

先ほど、長岡市の例を少し出させていただきましたけれども、このUPZを含む市町村でも屋内退避計画地域、PPAですか、このPPAを含む場合は、長岡市であれば旧

栃尾、こういったところも避難先として検討することに、今なっております。

具体の市町村名ということで、4-6以降に、UPZの避難先の候補の市町村ということで記載させていただいておりますが、3方向への分散の避難、あるいは状況に応じていずれかの方向ということで、柔軟に選択できるような形で今考えておりますが、避難ルートにつきましては、まだこの表の段階では主な利用道路ということで検討を続けておるところでございます。これは、避難ルートは、迂回ルートも含めて、別途きちんと検討を続けたいと考えております。

4-11は、こちらは避難に伴う交通誘導などの対応についての基本的な考え方を記載させていただいております。

4-12以降は、少し地図とか資料的な要素ですけれども、県内の地図ですとか、バスの輸送能力ですとか、モニタリングポストの配備の状況などについて記載させていただいております。

バスの一覧表、こちらは市町村研究会さんのお調べの一覧表をつけさせていただいておりますけれども、例えば高い線量下でバスのドライバーの方の手配をどうするかといったような課題については、引き続き検討が必要と考えております。

いずれにしても、今、県として、いろいろ関係機関や市町村と打ち合わせの中で整理されたものが、今時点では、こうだということです、これでもう、例えば県の避難対策の検討はおしまいとか、そういうことでは一切なくて、また引き続き、例えば避難元の市町村と避難先の候補の市町村が打ち合わせできるような調整の場を県として用意させていただいたりですとか、そもそもその避難元の見込まれる人口もありますし、あるいは受け入れ側のほうの収容の人口というのもございますので、今、数値的なものは、この行動指針のVer. 1の中には入れてはございませんけれども、そういったものをもとにしながら、具体的に避難施設そのものが選定できるようにする作業も必要だと考えておりますし、さらには、そういった避難した後、避難先での、避難施設、避難所の運営が円滑にいくような基本的な考え方や仕組みを、例えば提案させていただいたりですとか、その中で避難元の市町村、あるいは避難先の市町村、さらにはボランティアの方などが、どんなふうに役割分担をしていくかといったような調整ですとか、地域の事情、実情に応じた調整事項があれば、そういったものもあわせて検討が必要になってくると考えております。できる限り、またこの市町村間のマッチングについては、具体性を持たしていきたいと考えております。

続きまして、5-1スクリーニングポイントの基本的な考え方ということでございます。今時点では、あくまで基本的な考え方ということでございます。大きなポイントといたしましては、スクリーニング、除染なんかもそうなんですけれども、UPZの外側で実施をしたいということでございます。

このスクリーニングポイントをどこにするかというのは、もちろん避難と非常に密接につながってくる項目ですので、受け入れいただく市町村側にとっても重要な課題でございますし、我々も市町村や関係機関とは十分な調整が必要だと考えておりますし、具体的なところは、これは県の福祉保健部が作成するものですが、新潟県の緊急被ばく医療マニュアルの中で記載をしていきたいと考えております。

この緊急被ばく医療マニュアルの関係ですと、その次の6-1、2の安定ヨウ素剤な

ども、具体的には今後、そのマニュアルの中で記載をというふうに考えておるんですけれども、こちらは原子力災害対策指針も踏まえまして、PAZは事前配布が原則ということでございますし、UPZは、すみません。UPZの安定ヨウ素剤は、現在、新潟県の備蓄施設に保管しておりますが、近々にこちらは分散配備できるようにしたいということでございます。

その配備したものを、緊急時に、いかにスムーズに配布できるのかといった、そういった方法論につきましては、今後も福祉保健部中心に具体的に検討を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、7-1、7-2でございますが、こちらでは、7-1で、PAZの中の福祉施設を記載させていただいておりますし、7-2では、要配慮者の方の避難のスキームということに記載させていただいております。基本的には、移動ができる方は避難と考えておりますし、もちろん、移動が極めて困難な方も当然いらっしゃいますので、屋内退避ということも組み合わせた上での対策が必要と考えております。実際には、福祉団体とのいろんな調整、連携が必要とも考えております。

7-3では、まだイメージ図ということで、イメージ段階のものではあるんですけれども、こういった要配慮者の方たちの、その避難先を調整する仕組みを検討を続けているところでございます。

この資料2の新潟県広域避難の行動指針のVer. 1とあわせまして、資料4ですけれども、ちょっと薄くなりますが、2枚紙ホッチキスとじて3ページまでございますけれども、これは、広域避難の行動指針をまとめるに当たっての課題整理ということで、大きく三つの柱にさせていただいております。

Iのところ、これまでの国への要望、課題ということ、ここでは情報伝達、発信、複合災害時の組織体制の構築といった8項目を挙げております。

はぐっていただいて2ページ目では、安定ヨウ素剤、あるいは繰り返しのですけど、高線量下での民間事業者等の活動についてといったようなことも書かせていただいておりますし、二つ目の柱といたしますのが、今度、IIは、3ページ目でございます。技術委員会での検討課題ということで、フィルタベントとの関連、あとはプルームの影響ということ。

最後、三つ目の課題、柱ということ。こちらは、今後、市町村関係機関とさらなる検討、必要な課題ということでございまして、住民の皆様の避難手段や避難ルートは、マッチングと密接にリンクします。引き続き検討させていただこうと考えておりますし、安定ヨウ素剤の事前配布の仕組みの検討も、継続でやらせていただこうと考えております。

以上、ちょっと足早でまことに申しわけありませんでしたけれども、今後もより一層の具体化を進めていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございました。

続きまして、柏崎市さん、お願いします。

◎村山防災・原子力課主任（柏崎市）

柏崎の防災・原子力課の村山と申します。

そうしましたらスライド、お手元にある資料も同じなんですけれども、スライドも用意してございますので、どちらを見ていただいても構いません。

まず、本日の説明に当たりまして、国、県、市の役割ということで運営委員会のほうでお話があったかと思えます。役割ということでいきますと、山崎原子力防災専門官さんのほうでご説明いただきました資料5、内閣府大臣官房というところのですね、ページの12番にあります。こちら、国、県、市町村の役割、概要ということを書いてございますけれども、まさにこれになります。

一番上の責務というところで、災害対策基本法というものがありますけれども、これが、国が第三条、県が第四条、市町村が第五条ということで、それぞれ責務というものがうたってございまして、その中に全部共通しているところが、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためという大原則が書いてございます。

これが、まず責務でありますし、あと原子力災害というんでしょうか、原子力防災につきましても、下のほうにございますけれども、避難誘導の計画を作成するということが、我々に課せられた責務というふうに理解をしております。

そうしましたら、私どものつくりました資料でご説明を進めさせていただきたいと思えます。

まず、災害対策の重点区域というところなんですけれども、重点区域ということで、冒頭、山崎専門官のほうからもご説明もございましたし、もう皆様方もご存じかと思えますので、詳しいことは申し上げませんけれども、柏崎市は全域が防護対策の重点区域に入ることとあります。私どもとすればP A Z即時避難する区域と、U P Z避難を準備する区域ということで、それぞれの人口が、右側の上のようになってございます。

あと、右側のちょっと枠があるんですけれども、市の避難計画の基本的な考え方というものを書かせていただいております。今ほど、新潟県の井内課長補佐さんのほうからご説明ありましたけれども、県は避難の行動指針の案ということで策定をされました。それに基づきまして、避難先の候補地というものが選定をされてきておりますので、私ども柏崎市としましては、コミュニティを単位として、県の調整のもとに受け入れ先を決めていくという作業を今後進めていきたいと思っております。

コミュニティなんですけれども、ちょっと上のほうにあります、P A Zと言われるところは七つのコミュニティ、U P Zは残りの24コミュニティ、柏崎市は全部で31のコミュニティがあるんですけれども、そちらをコミュニティを単位として考えていきたいと思っております。

あと、コミュニティセンターを情報集約、活動の拠点に据えて、有事の際には全コミセンに職員を派遣することを決めております。名称としましては、緊急時地区派遣隊という仰々しいような名前になってございますけれども、こういったことで体制を組んでおります。事前に職員を複数名、指定しておきまして、何かがあったらそこへ飛んで行くんだということとあります。

あともう一つに、今度じゃあ避難先の受け入れのほうにも職員のほうを先行的に派遣をして、円滑な受け入れの態勢を整えるということとあります。残りなんですけれども、あと避難がイメージできるよう、避難経路も含めた提示ですとか、あと、先ほど県さん

の Ver. 1 の 4-2 というところになりますけれども、段階的に私どものほうは避難、PAZ が即時避難ということになりますと、その後、段階的な避難が周辺に広がってきた場合に、早くに逃げたところが手前に避難先をつくってしまうと、後から避難する方のボトルネックになってしまうということを避けるために、大変ではあると思うんですけれども、発電所に近い方から遠くのほうへ避難先を求めていくということで、先ほど井内さんにご説明しましたように、50 キロ以遠を検討していくことで県と調整をさせていただいたものであります。

次のページになりますけれども、こちらは職員の登庁基準というものになります。これは、原子力災害ということではなくて、地震に特化したようなところはあるんですけれども、第1次から第3次の配備ということで、震度3から、私どものほうは動き出すということでありまして、震度3でいけば、私ども防災担当の職員が動いてきまして、第3次配備の震度5弱以上ということになりますと、市長以下、全職員が参集をいたしまして、対策本部を設置するということでもあります。

欄外のコメ印(※)がありますけれども、安全協定に基づきまして、柏崎刈羽の原子力発電所の状況の通報連絡を受けることになっております。これは、震度4以上を観測した場合は、防災行政無線で広報するということとしております。

次に、災害対策本部設置基準ということで、原子力災害の場合は、4ページになりますけれども、こちらは第1次配備と第2次配備ということでもありますけれども、先ほど震度5、職員の登庁基準のところ、震度5弱以上になれば、通常対策本部は立ち上がるんですけれども、原子力のほうは、一応、第1次配備ということで警戒態勢をとるということでもあります。

順次、震度が上がっていくですとか、あと原災法の十条、十五条の通報ということで、原子力のほうも、災害対策本部を設置をしていくという流れであります。

次に、通報連絡の手段であります。原子力の災害は、情報が何より重要ということが、特に福島事故を見ますと、重要と意識をしております。常時、発電所のほうから連絡を受ける体制ということで整えておりますのが、先ほど東電さんのほうの資料で、ちょうど写真もございましたので、東電さんの資料の2ページ目を見ていただきますと、そこにほとんど書いてあるんですけれども、通常ですと、一番上の公衆回線のファクス、東電さんのほうでいきますと、一斉ファクス、一般回線というふうに書いてありますけれども、通常はNTTの回線を使っております。これは平常時と断線されなければ、緊急時も使うということでもあります。あと、直通電話としましてもホットライン・黒電話、写真にありますけれども、それは専用線で発電所の免震重要棟の緊急室とつながっております。こちらのほうは緊急時に使うものということになります。

それで、次に、衛星携帯電話ですね。衛星電話とも言っておりますけれども、こちら、一応配備してバックアップということでもありますし、衛星ファクスというものも配備をいただいております。あと、それと通常時、何かのトラブルとかでも情報がとれるようにということで、私ども携帯電話を持っておりますけれども、そちらのほうに、トラブルがあればメールなどが入ってくるようになっております。

あと、一番下の私どものほうで書いた移動系無線というふうにありますけれども、東電さんの資料の写真でいきますと2ページの右上の防災行政無線という写真が、これに

なります。防災行政無線といいますと、私どもが流すスピーカーで流れるというのをちょっとイメージをしますけれども、防災行政用の周波数を使うというふうなことであれば、防災行政無線というような言い方をしているんですが、こちらの無線機、写真に出ているのは新潟県さんのほうが整備をしたものでありますし、あと、これとは別に、もう一台、私どもと東電さんのほうとつなぐ無線機も別に設けております。通信の多重化ということで考えて整備をしております。

右下の行政機関との通信ということになるんですけれども、こちら、先ほど県さんの資料の3-4のというところで、原子力防災ネットワークのシステムということがございますけれども、そういったものを有事の際は活用するということでありますし、あと、衛星通信ですとか、いろいろ兼ね備えているものであります。

あと情報伝達（手段の平時からの備え）ということになります。私どもは今、原子力防災の担当をしておりますけれども、災害は原子力だけということではありませんので、平時から整えなければならないということでもあります。防災行政無線の屋外ですとか、戸別の受信機を整備をさせていただいておりますし、有事の際にはホームページですとか、防災メール、緊急速報メールというものもありますし、あと一番下のところにあります、来年度になりますけれども、IP無線というものを、先ほど冒頭に私、職員を派遣するというお話をしたけれども、当然、通信機器がなければ何もなりませんので、一応IP無線という、携帯のポケット通信を使うような無線機になるんですけれども、今のところ、これが有効に使えるんじゃないかということで、そちらを全コミセンに整備をしたいと考えております。

あと平時からの備えとしまして自主防災組織、7ページになります。柏崎市は、やはり2度の地震を経験しまして、自主防災組織の組織率が高くなっております。特に新潟県は高いんだと思うのですけれども、組織率でいきますと、97.9%ということになります。

あと、次に、地区防災会議というものがございますけれども、これは、23年度から実施をしております。23年度のテーマが、災害時要援護者対策の現状と課題ということ、あと、24年度は避難所開設運営のあり方ということで行っておりまして、25年度、今、実際回っている最中なんですけれども、災害時における情報伝達のあり方、共有についてということで、各地域を回らせていただいております。その中で、どういった情報の伝達の仕方、どうやれば情報をとりにいくことができるのかということをお示しをさせていただいて、その中でもコミュニティセンターを核とした情報伝達を考えているということ、あと地域連携を考えているということをご説明をさせていただいております。

一応、私どものほうでコミュニティを核とした情報伝達ということのイメージ図というものになります。こちらは、ご確認いただければ結構であります。

次に、今後、避難計画を作成をしていかなければならないというところになるんですけれども、まず、その中で重要なのが避難手段、避難の方法ということではありますが、県の広域避難ワーキング、国の支援ということになりますけれども、柏崎刈羽地域ワーキング、それらのワーキングなどを通じて、避難の具体化を進めていくということになります。一応、このページでも、四つほど示させていただいておりますけど、このよう

なのを、具体を進めていきたいと考えております。

今現在の進捗状況ということでありまして、10ページになりますが、避難単位を考慮した基礎情報、データベースを作成をしている最中でございます。もともとのデータというものは、ある程度の蓄積はしてはありますけれども、それをさらに精度を上げるということで努めております。

括弧でちょっとくくってありますけれども、それぞれの区域別の発電所からの距離ですとか方位、あと世帯数、年齢別人口、災害時要援護者の情報ですとか、あと乳幼児の数ですね。PAZのところは、先行的に避難を実施するということがありますので、そういったところの細かな情報を整理をしているということでもあります。

いろいろあるんですけれども、まず、こういったものを私どもだけで整えるだけでは不十分ということで、当然こういった知識の普及啓発というものが重要になってくるかと思っております。よく新野会長のほうからも、地域住民の方への知識の普及・啓発はどのようにされていますかとよくご質問いただいておりますけれども、これからは、特にそういったものが重要になってくると思っております。

まず、ご説明、ご紹介させていただくのは、この原子力広報センターで行っている事業がございます。原子力講座研修とありますけれども、こちらは、地域に出向きまして講座を実施しております。原子力の基礎、放射線の基礎など、それは何度聞いても、やっぱりそれが原子力防災の基礎ということになりますので、そういったものを地道に活動を続けていただいているということでもあります。

あと、今の世代だけでなく、三つ目のところにもありますけれども、次世代を対象とした事業ということも展開をしております。

次に、原子力の地域防災リーダー研修というものを実施をしております。これは、柏崎市もそうですし、刈羽村さんのほうも実施をしております。地域における防災リーダー育成のためということで、平成13年度から実施をしております。今年度も実施をいたしまして、柏崎日報さんから取材をいただきまして、1月31日の夕刊の記事でありますけれども、こちらに載せさせていただいております。今年度は消防団の方に資機材として用意してございますタイベック、防護服を装着していただく、実感していただくという内容を、盛り込んだ内容を実施をいたしました。

あともう一つ、私どものほうは、教育委員会の生涯学習課というところが、生涯学習の一環ということで、ふれあい講座というものを設けてございます。その中で、原子力関係のメニューというものがございまして、この事業は国ですとか県、市の職員が地域に出向いて説明をするというもので、ふれあい講座という名称になってございますけれども、そちらを実施をさせていただいていることでもあります。ですので、原子力広報センターの事業ですとか、防災リーダー研修の事業、あと、こういったふれあい講座ということで、さまざまな機会を通じて知識の普及・啓発ということを努めておりますけれども、最後になりますが、今後の取り組みと課題ということになります。

右上に16ページに書いてございますけれども、まずもって必要なのが、地域防災計画の修正ということになります。それによりまして、避難計画の作成となります。県の避難の行動指針というものが示されてきておりますので、避難先のマッチングなど等々を進めていくことが必要でありますし、フィルタベント設備と避難計画の整合性であり

ますけれども、国の原子力災害対策指針、先ほどの山崎専門官さんの、資料6のほうのページの11のところのOILの基準とかございますけれども、あちらは放射性物質が地上沈着したのから発せられる放射線量の値ということでありますので、フィルタベントでいきますと、先ほど東電の傳田さんのほうからもご報告がありますが、粒子状はほとんど取れると、ただし、希ガスは取れないとのお話は、もう皆さん重々お気づきかと思っておりますけれども、そういったものが、どう影響するのかということをおある程度整理をしていかないと、私どもはいけないんじゃないかという懸念を持っておりますし、県の防災部会のほうでも、私どもの危機管理監のほうから、そういったことを発言をさせていただいております。

あと、一番下の安定ヨウ素剤の配布等ということになりますけれども、規制庁さんのほうの資料にもございますが、事前配布ができる仕組みを整え、制度的なものを作ることになりますけれども、年齢によって服用の錠数が変わるとか、お医者さんの説明が必要だとか、異動したら回収するとか、いろんな課題がありますので、そういったものを一つ一つ整理をして積み上げていかなければならないというものが、今後の取り組みと課題になってございます。

以上、ちょっと足早ではありましたけれども、柏崎市からの説明は以上になります。ありがとうございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

お待たせしました。刈羽村さん、お願いします。

◎室星総務課主幹（刈羽村）

刈羽村総務課の室星と申します。よろしくお願ひいたします。

時間も押しておりますし、先ほど来、規制庁さん、新潟県さん、柏崎市さんから、いろいろ説明をさせていただいております。共通する部分がほとんどであるかとございますので、私どもの資料については、詳細については、後でまたご確認いただければと思いますが、刈羽村につきましては、先ほどから説明させていただいておりますとおり、村内全域が即時避難区域のPAZということになってございます。刈羽村の長岡寄りに油田黒川地区という、集落という飛び地がございます。あそこは5キロ圏内の枠を外れておりますが、村の単位として、あそこも含めた中で全域をPAZということでさせていただいております。

先ほど井内課長補佐様からも説明がございましたが、当然、刈羽村の場合、即、村外に出ることになってございますので、県の検査の広域調整のもと、今後も具体的な避難計画を進めて策定していきたいと思っております。

裏面に、ちょっと紹介で書かせていただきましたが、(6)で、自主防災組織、消防団等の避難支援ということで、下のほうの最後の2行目ほどに、これは一般災害の話でございますが、中越沖地震のときに災害発生直後、携帯電話等が当然通じない中で、うちの消防団の団長も災害対策本部の一員で本部に詰めておりましたが、その地域との連絡の中で消防団無線を利用して、市に伝達はできたという事例もございます。原子力災害と一般災害の状況はなかなか比較するにはちょっと難しいところもございますが、こういった、いろんな皆様方の支援も受けながら、刈羽村の場合、十条通報から要避難者の

支援がスタートするわけですが、村民の方が安全に避難できるように、また計画を策定していきたいと思っております。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

その他が終わった時間でちょうど終わりましたんで、滑り込みセーフの時間帯なんですけど、4月には皆さんから、またいろいろ活発に議論をいただくとして、今ご説明の中で、どうしても聞き取れなかったとか確認をしたいということがあれば、皆さんにも共通の問題になるので。

お願いいたします。

◎内藤委員

内閣府の方に聞きたいんですけど、この二つの計画つくってもらったんですけど、住民避難するところまではわかったんですけど、避難先にどのぐらい、何カ月とか、何年いるとか、どういう状況になったら、また自分の土地へ戻ってこれるのか、というのは書いてないんですけど、ここを書いてほしいし。それから、30キロ、5キロはわかるんですけど、アメリカは80キロ避難したんですけど、福島のある事故のとき、それと比べると、何か距離が短いような気がするんですけど。

以上です。

◎新野議長

ご意見ということで、また、4月のところでディスカッションさせていただくということで。あと確認事項があれば。

◎徳永委員

資料5のほうですけど、表、見方をちょっと教えてほしいんですけど、これをめくりますと、黒色の文字をベースにして、赤色の文字と青色の文字があります。どう言ったらいいんですかね。普通、物事が見直されると、新旧対照表みたいなのはよく見ますが、そうではないので、最初、強調したい部分を赤にしているのかなと読み始めたんですけど、途中で、今度は青文字が出てきます。おやっと思いました。で、教えてほしいんですけど。

例えばこれは、12ページですね。国、県、市町村の役割、概要という、このページを見まして、ど真ん中のど真ん中が新潟県の災対法40条ですか、右側は市町村で災対法42条、中をよく見ると同じ文面なんですけど。例えば3段目のど真ん中に、「教育」というふうな活字があります。県のほうは黒、右側の市町村を見ると青ということで、この赤、青を教えてください。

◎山崎柏崎刈羽原子力規制事務所原子力防災専門官（原子力規制庁）

ご質問にお答えさせていただきます。

この資料で青文字を使っているところは9ページと12ページというところで使わせてもらっています。9ページの、私がこれ、資料を作成させてもらったんですけど、基本的に赤文字の部分については強調させてもらいたいところで、意味で使わせてもらっています。

9ページの青文字につきましては、いわゆる炉規法と災対法と相まって災害対策の強化を図りというところで、これ、上の赤の部分と下のところも赤にしてしまうと、ちょ

っと見にくいかなと思ったものですから、ただ単純に青を使わせてもらったという、そんな程度でございまして、そういうご理解でいただければと思います。赤で、本来であれば赤でしたかったんですが、見にくかったのかなと思って青にさせてもらったという程度でございまして。

12ページの国、県、市町村の役割で青が使われているところですが、こちらにつきましては、そもそもの災対法が、いわゆる原災法28条で、読みかえられた部分、この読みかえられた部分を青文字で表示しているという意味で、青文字を使わせてもらっています。

市町村さんのほうで「教育、訓練その他の」というところが青文字となっておりますが、この部分、青だったかどうかというのは、私も、ちょっと確認してご説明、来月にもご説明させてもらえればとは思いますが、基本的には青文字は色抜きの多分間違いだとは思いますが、確認させてもらって、来月ご説明させていただきたいと思っています。基本的には読みかえをして、このような災対法が原災法の読みかえで適用になっている部分、原災法と、要は読みかえになって、このような条文になっていますという意味で、青ということで使わせてもらったということです。

◎徳永委員

ありがとうございます。

見方によれば、県は教育を見ないけど、市は見るとか、そういう違いあるのかなと思いましたが、また、次回お願いします。

◎山崎柏崎刈羽原子力規制事務所原子力防災専門官（原子力規制庁）

確認して、来月ご説明させていただきます。

◎新野議長

お願いいたします。

何となく気軽に勉強しようというところをお願いした資料、それぞれの方が本当に真剣にまとめていただいた様子が伝わってきます。ありがとうございます。

これ、4月も使いますし、しばらく、これは教科書として使わせていただきながら、また、先ほどの報告にもある、6月には市は新しい方針が間に合えば出るんでしょうから、その都度更新をされるということですので、これが土台になるはずですので、しばらくご持参いただくようお願いいたします。

◎前田委員

すみません。前田です。

今日は規制庁さんのほうの、この資料6を説明聞いたんですけど、ちょっと懸念なんですけれども、この中には細かい字で、このぐらいは被ばくになっても安全なんだよみたいな書き方されているんですけど、10条、15条、いずれも、要するに住民に放射線が出る前に発令されて、避難は出ていない状態で行われるという前提条件は変わっていないんですね。ちょっと、その辺がちょっとよくわからないんです。

◎山崎柏崎刈羽原子力規制事務所原子力防災専門官（原子力規制庁）

規制事務所の山崎ですが。

いわゆる5キロ圏内、いわゆるPAZ圏内の方々につきましては、放射性物質が放出される前に避難を実施していただきます。5キロから30キロ圏内の方々、いわゆるU

PZの方々につきましては、放射性物質が放出された後、いわゆるご自分のお住まいのエリア、ある程度の区域の中で、いわゆる500マイクロ、20マイクロという数値が観測された段階で、そのエリアを特定して避難をしていただくという形になっております。ですので、UPZの方々というところにつきましては、いわゆる放出後、屋内退避をしていただきますが、被ばくするリスクというものはあるということは考えています。

◎武本（和）委員

説明の仕方でも、こんなことができればイメージがしやすいんだがなということをお願いしたいと思うんですね。例えばね、福島で何々のまちは何時の段階でこういう状態になったんだというようなことがあれば、今、数字が、何というかな、福島の5キロ圏でないところも、かなりの線量になっていますよね。かなりの線量になっているけども、一定の期間、連絡もなかったわけですよ。

それがですね、例えば浪江の人だったら、あれは対馬とか何かいう、真っ赤く塗られたところに避難して、3日間とか、4日間とかとどまっていたわけですよ。この地域は何日の何時の段階で、こういう連絡が来るんだみたいなことを言ったほうが、何かイメージしやすいんですね。

それで文章だけ読んでみるとね、この値になると、15条になりますとか、10条になりますとかいうのは書いてあるのはわかるんだけど、福島の事故のときに、どの地域の、どれぐらいになったら、こういう対応になるんだと。例えば5キロで設定している今、5キロは即時みたいなことをなっているわけですが、5キロだって、かなりの期間、とどまらざるを得なかったこともあるわけですね。そういうことを、何か実態に即して言ってもらえたほうがイメージがしやすいんじゃないかなと思って、ちょっとその辺の工夫をしてもらえないかということをお願いしたいと思います。

◎山崎柏崎刈羽原子力規制事務所原子力防災専門官（原子力規制庁）

まず、この5キロ、PAZ、UPZというものを決めさせてもらったというものの一つの背景といたしまして、福島事故の反省、教訓というものが当然あるわけでございます。

福島事故のことにつきましては、いわゆる予測線量に基づいた避難というものを実施していただいたということになるかとは思いますが、その過程で、いわゆる住民の方に、いわばパニックということを引き起こす要因となってしまったと。また、避難しなくてもいい方、よかった方に避難を強いてしまったために、要は放射性物質による影響ではないしというもので亡くなられてしまうという要因をつくってしまったと。そのような反省教訓等々、あとはまた、要はSPEEDI等々、情報、なるべく迅速に公表できなかったために、要は汚染された地域を避難していったってしまったというような、いろいろな反省、教訓をもとにこのようなPAZ、いわゆる段階的な避難という考え方を構築させていただいたというところですよ。

今、武本委員からご質問いただいた部分も、そこの部分につきましては、いわゆるPAZ、UPZの考え方、それと、いわゆる数値をどういうふうに設定すればいいのかということで、私どもで検討された過程で、ある程度、ご説明できるものもございまして、次回あたりでまたご説明させていただければなというふうには考えてはおります。

◎佐藤委員

それでね、ここ全面緊急事態の中でですね、非常に問題のある文章が指針の中のいうふうに、全面緊急事態の中で確定的影響を回避しというのは、「確定的影響」というのは、これ、非常にくせ者な言葉なんですよね。かなり重大な被ばくを回避するというところで、その前ぐらいになって避難をするというふうに、理解したほうがいいんじゃないかというふうに、私は受けとめているんだけど。

◎山崎柏崎刈羽原子力規制事務所原子力防災専門官（原子力規制庁）

現在うちのほうで示している数値といたしましては、はっきりお示ししているのは、いわゆるOILの500マイクロ、それと、OIL2の20マイクロ、そしてそのほかの数値につきましては、いわゆるIAEAから、要は、その算定の基準の根拠等々が示された段階で数値を策定していくと。ただ、参考ということで、ICRPの、いわゆる20から100ミリシーベルトということは、参考の数値としてはさせていただいていると。いわゆる100ミリシーベルトと、確定的影響という考え方で言えば、ICRPの考え方で言えば、100ミリシーベルトという形になるというふうには考えております。

◎新野議長

次の問答も少し加わってしまったようなんですが、いろんなレベルの委員が……。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

1点よろしいですか。

今の議論は、今の東電さんがやっているフィルタベント、希ガスが全く除去できないで出てきてしまうということを前提に議論されているという感じがするんですけども、我々としては審査の論点でも挙げているように、希ガスの抑制ということについて、どういう考え方なのかということは論点に挙げております。ですので、今のもので十分だということは、まだ、判断をしてないという立場でありますので、そこ、今の東京電力さんの設計が、基準を満足しているということを前提にして議論するということは避けただけければというふうに思います。

◎新野議長

いいですか。

問答は今日抜きにしますので、今は説明の最低確認を、はい。

◎桑原委員

いいですか。

全く違うほうなんですけど、柏崎市さんにちょっと確認というか、ちょっと教えていただきたいんですが。7ページの中で、自主防災組織がちょっと載っているんですが、これ、自主防災組織のですね、組織率は97.9、それで、335分の307というふうに、残り28というふうな数字になっているかと思うんですが。この未組織のですね、あと残りの部分の市町村というのは、やはり予想されるのは旧市内かなとは思いますが、そのあたりが、ちょっと教えていただきたいのと。

それとですね、柏崎市のほうはですね、コミュニティを中心とした防災とか、そういう避難というふうなのを考えておると思うんですが、この組織率から見れば、自主防災会組織は町内会が280のコミセンが27というふうな組織になっているかと思うんですが、この辺のコミュニティを中心としたものをこれから向かっていくんでしょ

も、この辺のコミセンの組織と町内会の組織がはるかに、この数が違うんですが、その辺の、いざというときの整合性というか、実効性というふうなものは、どんなふうを考えておられますか。

◎新野議長

これも4月にやる内容に入るので、一応、仮の質問ということで。こういう議論を次の月にやりたいということですので、それぞれ忘れないうちにメモ書きをしていただいて、また、いい議論になればいいと思います。

やっぱり住民側とすると、今いろんな体系でお知らせいただいたことだけを知らされても、根拠とか、やはり同じようなレベルで確認をしたいとか、尺度ではかりたいとかという欲求が多分あるんですね。なので、差し支えなければ、いろんな、何というんですか、数式とかの出し方で、何とか理解を深めたり、寄り添ってしていただけるとありがたいので、よろしく願いいたします。

では、この議論は、今日の(2)までは、これでよろしいでしょうか。

(3)は、ほとんどないんですが、運営委員会の議事録をご覧いただいていると思うんですが、3月29日の土曜日だったかと思うんですが、前々から次年度の計画もあるんですが、一度この組織のあり方と、この先どういう運営をするのかとか、どういうことを望むのかというテーマのない委員同士の腹を割った話し合いというんでしょうか、そういう形で一度してみたいというのが何回か出ていたのを、いよいよ実行しますので、年度末で大変なのはわかるんですが、たびたびできない会ですので、ぜひ遅刻をしても、先にお上がりになってもいいので、お顔だけ出していただいて、ふだん思っているようなこととか、感じているようなことをぜひ発信していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

幅広い資料提供もしますし、また、意見交換になるようにと、定例会ではできないような議論をさせていただくつもりですので、よろしく願いいたします。

以前にも、3年ぐらい前にやったんですが、これ、緊張せずにおなかの中までさらけ出していただくためなんですけど、自治体の方とかが、この関心のある方は、先回も出てらっしゃいます。なので傍聴という形で、オブザーバーの中では、もしご希望があれば、問い合わせだけしていただけますか。また、引き続き18日に協議しますので、よろしく願いいたします。

◎事務局

委員だけではないですか。

◎新野議長

でも、委員さんとすれば、委員だけのほうがいいですか。

いいですかね。その前にやったときには、委員の本当の気持ちを知っていただいて、オブザーバーとして寄り添っていただくために聞いていただいたということがあるんですが、これは、じゃあ概要でお伝えすることによってよろしいでしょうか。

(委員 賛成)

◎新野議長

じゃあ、そういうことだそうです。

委員だけでさせていただくことで、概要版としてオブザーバーの方にはお伝えできる

ところは、できるだけお伝えするように努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎事務局

長時間にわたり、大変ありがとうございました。

本日の資料は、また、次回もお持ちいただくことでよろしくお願いいたします。

次回の定例会であります。4月の9日水曜日になります。午後6時半から広報センターでの開催となります。また、3月18日火曜日になりますが、午後6時半から運営委員会を開催いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第129回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。